

昭和四十三年法律第百号

都市計画法

目次

第一編 都市計画法	第一章 総則
第二章 総則（第一条～第六条）	第三章 都市計画の内容（第六条の二～第十一条）
第三章 都市計画（第十二条～第十四条）	第四章 都市計画の実施（第十五条～第十七条）
第四章 都市計画の実施（第十八条～第二十条）	第五章 都市計画の実施（第二十一条～第二十三条）
第五章 都市計画の実施（第二十四条～第二十六条）	第六章 都市計画の実施（第二十七条～第二十九条）
第六章 都市計画の実施（第三十条～第三十二条）	第七章 都市計画の実施（第三十三条～第三十五条）
第七章 都市計画の実施（第三十六条～第三十八条）	第八章 都市計画の実施（第三十九条～第四十一条）
第八章 都市計画の実施（第四十二条～第四十四条）	第九章 都市計画の実施（第四十五条～第四十七条）
第九章 都市計画の実施（第四十八条～第四十九条）	第十章 都市計画の実施（第五十条～第五十二条）
第十章 都市計画の実施（第五十三条～第五十五条）	第十一章 都市計画の実施（第五十六条～第五十八条）
第十一章 都市計画の実施（第五十九条～第六十一条）	第十二章 都市計画の実施（第六十二条～第六十四条）
第十二章 都市計画の実施（第六十五条～第六十七条）	第十三章 都市計画の実施（第六十八条～第六十九条）
第十三章 都市計画の実施（第七十条～第七十二条）	第十四章 都市計画の実施（第七十三条～第七十五条）
第十四章 都市計画の実施（第七十六条～第七十七条）	第十五章 都市計画の実施（第七十八条～第七十九条）
第十五章 都市計画の実施（第八十条～第八十一条）	第十六章 都市計画の実施（第八十二条～第八十三条）
第十六章 都市計画の実施（第八十四条～第八十五条）	第十七章 都市計画の実施（第八十六条～第八十七条）
第十七章 都市計画の実施（第八十八条～第八十九条）	第十八章 都市計画の実施（第九十条～第九十一条）
第十八章 都市計画の実施（第九十二条～第九十三条）	第十九章 都市計画の実施（第九十四条～第九十五条）
第十九章 都市計画の実施（第九十六条～第九十七条）	第二十章 都市計画の実施（第九十八条～第九十九条）
第二十章 都市計画の実施（第九十九条～第一百号）	

第一章 総則

(目的)

この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関する必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(都市計画の基本理念)

都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

(国、地方公共団体及び住民の責務)

国及び地方公共団体は、都市の整備、開発その他の都市計画の適切な遂行に努めなければならない。

(都市の住民)

都市の住民は、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するため行なう措置に協力し、良好な都市環境の形成に努めなければならない。

(定義)

国及び地方公共団体は、都市の住民に対し、都市計画に関する知識の普及及び情報の提供に努めなければならない。

(第五十二条)

この法律において「都市計画」とは、都

(第五十三条)

この法律において「都市計画区域」とは、都

(第五十四条)

この法律において「都市計画区域」とは、都

(第五十五条)

この法律において「都市計画区域」とは、都

(第五十六条)

この法律において「都市計画区域」とは、都

(第五十七条)

この法律において「都市計画区域」とは、都

(第五十八条)

この法律において「都市計画区域」とは、都

(第五十九条)

この法律において「都市計画区域」とは、都

(第六十条)

この法律において「都市計画区域」とは、都

(第六十一条)

この法律において「都市計画区域」とは、都

(第六十二条)

この法律において「都市計画区域」とは、都

(第六十三条)

この法律において「都市計画区域」とは、都

(第六十四条)

この法律において「都市計画区域」とは、都

(第六十五条)

この法律において「都市計画区域」とは、都

(第六十六条)

この法律において「都市計画区域」とは、都

(第六十七条)

この法律において「都市計画区域」とは、都

7 この法律において「市街地開発事業」とは、この法律において「地区計画等」とは、第十一条の四第一項各号に掲げる計画をいう。

8 この法律において「地区計画等」とは、第十一条の四第一項各号に掲げる計画をいう。

9 この法律において「建築物」とは、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に定める建築物を、建築とは同条第十三号に定める建築をいう。

10 この法律において「特定工作物」とは、コンクリートブランチその他の周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で政令で定めたるもの(以下「第一種特定工作物」という。)又はゴルフコースその他の大規模な工作物で政令で定めるもの(以下「第二種特定工作物」という。)をいう。

11 この法律において「第一種特定工作物」という。をもたらすおそれがある工作物で政令で定めたもの(以下「第一種特定工作物」という。)又はゴルフコースその他の大規模な工作物で政令で定めるもの(以下「第二種特定工作物」という。)をいう。

12 この法律において「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。

13 この法律において「開発区域」とは、開発行為をする土地の区域をいう。

14 この法律において「公共施設」とは、道路、公園その他の公共の用に供する施設をいう。

15 この法律において「都市計画事業」とは、この法律において「都市計画区域」とは、この法律で定めるところにより第五十九条の規定による認可又は承認を受けて行なわれる都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業をいう。

16 この法律において「施行者」とは、都市計画事業を実施する者をいう。

17 この法律において「施行者」とは、都市計画区域をいう。

18 この法律において「地域地区」とは、第八条第一項各号に掲げる地域、地区又は街区をいう。

19 この法律において「都市施設」とは、都市計画における定められるべき第十一条第一項各号に掲げる施設をいう。

20 この法律において「都市計画施設」とは、都市計画において定められた第十一条第一項各号に掲げる施設をいう。

21 この法律において「都市計画区域」とは、前項の規定によるもののが外にわたり、都市計画区域を指定することによって定められるべきとするときは、あらかじめ、関係市町村及び都道府県都市計画審議会の意見を聽かなければならない。

22 都道府県は、前項の規定により準都市計画区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び都道府県都市計画審議会の意見を

による都市開発区域、近畿圏整備法(昭和三十八年法律第二百二十九号)による都市開発区域、中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第二百二号)による都市開発区域その他新たに住居都市、工業都市その他の都市として開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。

23 都道府県は、前二項の規定により都市計画区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び都道府県都市計画審議会の意見を

聴くとともに、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣が、あらかじめ、関係都府県の意見を得なければならぬ。

24 二以上の都府県の区域にわたる都市計画区域は、第一項及び第二項の規定にかかるらず、国土交通大臣が、あらかじめ、関係都府県の意見を聴いて指定するものとする。この場合において、関係都府県が意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び都道府県都市

25 前各項の規定は、都市計画区域の変更又は廃止について準用する。

26 前各項の規定は、都市計画区域の変更又は廃止について準用する。

27 都道府県は、都市計画区域外の区域のうち、相当数の建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の建築若しくは建設又はこれらの敷地の造成が現に行われ、又は行われると見込まれる区域を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)その他の法令による土地利用の規制の状況その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、そのまま土地利用を整序し、又は環境を保全するための措置を講ずることなく放置すれば、将来における一体の都市としての整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがあると認められる一定の区域を、準都市計画区域として指定することができる。

28 都道府県は、前項の規定により準都市計画区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び都道府県都市計画審議会の意見を

聴かなければならない。

3 準都市計画区域の指定は、国土交通省令で定めることにより、公告することによつて行う。

4 前二項の規定は、準都市計画区域の変更又は廃止について准用する。

5 準都市計画区域が指定されたときは、当該準都市計画区域は、前項の規定にかかわらず、廃止され、又は当該都市計画区域と重複する区域以外の区域に変更されたものとみなす。

(都市計画に関する基礎調査)

第六条 都道府県は、都市計画区域について、おもね五年ごとに、都市計画に関する基礎調査として、国土交通省令で定めるところにより、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、交通量その他の国土交通省令で定める事項に関する現況及び将来の見通しについての調査を行うものとする。

2 都道府県は、準都市計画区域について、必要があると認めるときは、都市計画に関する基礎調査として、国土交通省令で定めるところにより、土地利用その他の国土交通省令で定める事項に関する現況及び将来の見通しについての調査を行うものとする。

3 都道府県は、前二項の規定による基礎調査を行つため必要があると認めるときは、関係市町村に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

4 都道府県は、第一項又は第二項の規定による基礎調査の結果を、国土交通省令で定めるところにより、関係市町村長に通知しなければならない。

5 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、都道府県に対し、第一項又は第二項の規定による基礎調査の結果について必要な報告を求めることができる。

第二章 都市計画

第一節 都市計画の内容

(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)

2 都市計画区域については、都市計画に、第一号に掲げる事項を定めるものとするとともに、第二号及び第三号に掲げる事項を定めるものとする。第一次第一項に規定する区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときは、その方針

3 準都市計画区域の指定は、国土交通省令で定めることにより、公告することによつて行う。

4 前二項の規定は、準都市計画区域の変更又は廃止について准用する。

5 準都市計画区域が指定されたときは、当該準都市計画区域は、前項の規定にかかわらず、廃止され、又は当該都市計画区域と重複する区域以外の区域に変更されたものとみなす。

(都市計画に関する基礎調査)

第六条 都道府県は、都市計画区域について、おもね五年ごとに、都市計画に関する基礎調査として、国土交通省令で定めるところにより、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、交通量その他の国土交通省令で定める事項に関する現況及び将来の見通しについての調査を行うものとする。

2 都道府県は、準都市計画区域について、必要があると認めるときは、都市計画に関する基礎調査として、国土交通省令で定めるところにより、土地利用その他の国土交通省令で定める事項に関する現況及び将来の見通しについての調査を行うものとする。

3 都道府県は、前二項の規定による基礎調査を行つため必要があると認めるときは、関係市町村に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

4 都道府県は、第一項又は第二項の規定による基礎調査の結果を、国土交通省令で定めるところにより、関係市町村長に通知しなければならない。

5 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、都道府県に対し、第一項又は第二項の規定による基礎調査の結果について必要な報告を求めることができる。

第二章 都市計画

第一節 都市計画の内容

(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)

2 都市計画区域については、都市計画に、第一号に掲げる事項を定めるものとするとともに、第二号及び第三号に掲げる事項を定めるものとする。第一次第一項に規定する区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときは、その方針

3 準都市計画区域について定められる都市計画(第十一条第一項後段の規定により都市計画区域外において定められる都市施設(以下「区域外都市施設」という。)に関する主要な都市計画の決定の方針)

(区域区分)

第七条 都市計画区域について無秩序な市街化を防ぐため必要があるときは、都市計画に、区域との区分(以下「区域区分」という。)を定めることができる。ただし、次に掲げる都市計画区域については、区域区分を定めるものとする。

イ 首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯

ハ 中部圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区画又は同条第四項に規定する近郊整備区域

ロ 近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区画又は同条第四項に規定する近郊整備区域

3 前号に掲げるもののほか、大都市に係る都市計画区域として政令で定めるもの

二 市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とする。

3 市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とする。

(都市再開発方針等)

第八条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる地域、地区又は街区を定めることができる。

一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、第二種住居地域、準住居地域、工业専用地域、商業専用地域、準工業地域、工业地域又は工業専用地域(以下「用途地域」と総称する。)

二 特別用途地区

二の二 特定用途制限地区

二の三 特例容積率適用地区

二の四 高層住居誘導地区

三 高度地区又は高度利用地区

四 特定街区

四の二 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第三十六条第一項の規定による都市再生特別地区、同法第八十九条の規定による居住調整地域、同法第九十四条の二第一項の規定による居住環境向上用途誘導地区又は同法第一百九条第一項の規定による特定用途誘導地区

五 防火地域又は準防火地域

五の二 密集市街地整備法第三十一条第一項の規定による特定防火街区整備地区

六 景観法(平成十六年法律第百十号)第六十条第一項の規定による景観地区

七 風致地区

八 駐車場法(昭和三十二年法律第百六号)第十九条第一項の規定による駐車場整備地区

九 臨港地区

第七十六号)第三十条の規定による拠点業務市街地の開発整備の方針

四 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)以下「密集市街地整備法」という。)第三条第一項の規定による防災街区整備方針

五 市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

三 第一項の規定による防災街区整備方針

四 第十二条の規定による特別緑地保全地区又は同法第三十四条第一項の規定による緑化地域

五 第十五条の規定による緑地保全地域、同法第四十一条法律第七十号)第四条第一項の規定による流通業務地区

六 生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)第三条第一項の規定による生産緑地地区

七 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百二十四号)第一百四十三条第一項の規定による伝統的建造物群保存地区

八 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和五十三年法律第二十六号)第四条第一項の規定による航空機騒音障害防止地区又は同法第五条の規定による緑地保全地域に係る部分に限る。)又は第十五号に掲げる地域又は地区を定めることができる。

九 準都市計画区域については、都市計画に、前項第一号から第二号の二まで、第三号(高度地区に係る部分に限る。)、第六号、第七号、第十号(都市緑地法第五条の規定による緑地保全地域に係る部分に限る。)及び第十二号に掲げる事項を定めるものとするとともに、第三号に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 地域地区の種類(特別用途地区にあつては、その指定により実現を図るべき特別の目的を明らかにした特別用途地区的種類)、位置及び二号に掲げる事項を定めるものとするとともに、第三号に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

二 次に掲げる地域地区については、それぞれ第一次に定める事項

イ 用途地域 建築基準法第五十二条第一項第一号から第四号までに規定する建築物の容積率(延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。)並びに同法第五十三条の二第一項及び第二項に規定する建築物の敷地面積の最低限度(建築物の敷地面積の最低限度にあつては、当該地域における市街地の環境を確保するため必要な場合に限る。)

ロ 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域 建築基準法

十一 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和第五十三条第一項第一号に規定する建築物

五十五年法律第六十号)第三条第一項の規定による第一種歴史的風土保存地区又は第二種歴史的風土保存地区

十二 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第五条の規定による緑地保全地域、同法第十二条の規定による特別緑地保全地区又は同法第三十四条第一項の規定による緑化地域

十三 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十年法律第七十号)第四条第一項の規定による流通業務地区

十四 生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)第三条第一項の規定による生産緑地地区

十五 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百二十四号)第一百四十三条第一項の規定による伝統的建造物群保存地区

十六 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和五十三年法律第二十六号)第四条第一項の規定による航空機騒音障害防止地区又は同法第五条の規定による緑地保全地域に係る部分に限る。)又は第十五号に掲げる地域又は地区を定めることができる。

十七 第十二条の二 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる方針(以下「都市再開発方針等」という。)を定めることができる。

一 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)、第二条の三第一項又は第二項の規定による都市再開発の方針

二 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)第四条第一項の規定による住宅地の開発整備の方針

三 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第百六号)第六十条第一項の規定による歴史的風土特別保存地区

4	三 面積その他の政令で定める事項 都市再生特別地区、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区、特定防災街区整備地区、景観地区及び緑化地域について都市計画に	の建蔽率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）、同法第五十四条に規定する外壁の後退距離の限度（低層住宅第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域、建築基準法第五十三条第一項第一号から第三号まで又は第五号に規定する建築物の建蔽率）
5	二 特定用途制限地域 制限すべき特定の建築物等の用途の概要	一項に規定する建築物の高さの限度（第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域、建築基準法第五十三条第一項第一号から第三号まで又は第五号に規定する建築物の建蔽率）
6	六 特例容積率適用地区 建築物の高さの最高限度（当該地区における市街地の環境を確保するために必要な場合に限る。）	第一種中高層住居専用地域は、中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。
7	八 高層住居誘導地区 建築基準法第五十二条第一項第五号に規定する建築物の容積率、建築物の敷地面積の最低限度（当該地区における市街地の環境を確保するため必要な場合に限る。次条第十七項において同じ。）	第一種中高層住居専用地域は、主として中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。
8	ト 高度地区 建築物の高さの最高限度又は最低限度（準都市計画区域内にあつては、建築物の高さの最高限度。次条第十八項において同じ。）	第二種中高層住居専用地域は、主として低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。
9	チ 高度利用地区 建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建築物の建蔽率の最高限度（当該地区における市街地の環境を確保するため必要な場合に限る。次条第十七項において同じ。）	準住居地域は、道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するため定める地域とする。
10	ト 高度地区 建築物の高さの最高限度又は最低限度（準都市計画区域内にあつては、建築物の高さの最高限度。次条第十八項において同じ。）	第二種住居地域は、主として住居の環境を保護するため定める地域とする。
11	チ 高度利用地区 建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建築物の建蔽率の最高限度（当該地区における市街地の環境を確保するため必要な場合に限る。次条第十九項において同じ。）	準住居地域は、近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域とする。
12	ト 高度地区 建築物の高さの最高限度又は最低限度（準都市計画において定めたものと同一のものとする。）	準工業地域は、主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定めた地域とする。
13	チ 高度利用地区 建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建築物の建蔽率の最高限度（当該地区における市街地の環境を確保するため必要な場合に限る。次条第十九項において同じ。）	工業地域は、主として工場の利便を増進するため定めた地域とする。
14	ト 高度地区 建築物の容積率並びに建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限	特別用途地区は、用途地域内の一定の地区における当該道路に面する壁面の位置に接して有効な空間を確保して市街地の環境の向上を図るために必要な場合における当該道路に面する壁面の位置に限る。次条第十九項において同じ。）
15	二 特定用途制限地域 制限すべき特定の建築物等の用途の概要	特定用途地区は、用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るために建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区とする。
16	三 面積その他の政令で定める事項 いない土地の区域（市街地調整区域を除く。）	高度利用地区は、用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るために建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区とする。
17	四 特定用途地区 制限すべき特定の建築物等の用途の概要	高度地区は、用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るために建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区とする。
18	五 面積その他の政令で定める事項 第十九条 地域地区内における建築物その他の工作物に関する制限については、この法律に特に定めるもののほか、別に法律で定める。	高度利用地区は、用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るために建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区とする。
19	六 特定用途地区 制限すべき特定の建築物等の用途の概要	高度地区は、用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るために建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区とする。
20	七 特定用途地区 制限すべき特定の建築物等の用途の概要	高度利用地区は、用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るために建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区とする。
21	八 特定用途地区 制限すべき特定の建築物等の用途の概要	高度地区は、用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るために建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区とする。
22	九 特定用途地区 制限すべき特定の建築物等の用途の概要	高度利用地区は、用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るために建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区とする。
23	十 特定用途地区 制限すべき特定の建築物等の用途の概要	高度地区は、用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るために建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区とする。

定めるべき事項は、前項第一号及び第三号に掲げるもののほか、別に法律で定める。

第九条 第一種低層住居専用地域は、低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため必要な場合に限る。及び同法第五十五条第一項に規定する外壁の後退距離の限度（低層住宅第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域、建築基準法第五十三条第一項第一号から第三号まで又は第五号に規定する建築物の建蔽率）

が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域とする。

第十条の二 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる区域を定めることができる。
一 都市再開発法第七条第一項の規定による市街地再開発促進区域
二 大都市地域における住宅及び住宅地の供給用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種居住地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域内の適正な配置及び規模の公共施設を備えた土地の区域において、建築基準法第五十二条第一項から第九項までの規定による建築物の容積率の限度からみて未利用となつてゐる建築物の容積の活用を促進して土地の高度利用を図るために定める地区とする。

十六 用途の概要を定める地域とする。

特例容積率適用地区は、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種居住地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域内の適正な配置及び規模の公共施設を備えた土地の区域において、建築基準法第五十二条第一項の規定による建築物の容積率の限度からみて未利用となつてゐる建築物の容積の活用を促進して土地の高度利用を図るために定める地区とする。

三 大都市地域における住宅及び住宅地の供給用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種居住地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は工業地域の区域において、建築基準法第五十二条第一項の規定による建築物の容積率の限度からみて未利用となつてゐる建築物の容積の活用を促進して土地の高度利用を図るために定める地区とする。

四 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十九条第一項の規定による拠点業務市街地整備土地地区画整理促進区域

五 街地再開発促進区域

六 都市計画区域に、促進区域の種類、名称、位置及び区域のほか、別に法律で定める事項を定めるものとするとともに、区域の面積その他の政令で定めるよ

う努めるものとする。

三 促進区域内における建築物の建築その他の行為に關する制限については、別に法律で定め

る。

四 遊休土地転換利用促進地区

促進区域については、都市計画に、促進区域の種類、名称、位置及び区域のほか、別に法律で定める事項を定めるものとするとともに、区域の面積その他の政令で定めるよ

う努めるものとする。

三 促進区域内における建築物の建築その他の行

為に關する制限については、別に法律で定め

る。

二 当該区域内的土地が、相当期間にわたり住

宅の用、事業の用に供する施設の用その他の

用途に供されていないことその他の政令で定

める要件に該当していること。

一 当該区域内的土地が前号の要件に該当して

いることが、当該区域及びその周辺の地域に

おける計画的な土地利用の増進を図る上で著

しく支障となつてゐること。

三 当該区域内の土地の有効かつ適切な利用を

促進することが、当該都市の機能の増進に寄

与すること。

四 おおむね五千平方メートル以上の規模の区

域であること。

五 遊休土地転換利用促進地区にあること。

六 都市計画区域に、名称、位置及び区域を定めるものとす

るとともに、区域の面積その他の政令で定める

事項を定めるよう努めるものとする。

(被災市街地復興推進地域)
第十条の四 都市計画区域については、都市計画に、被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第五条第一項の規定による被災市街地復興推進地域を定めることができる。

2 被災市街地復興推進地域については、都市計画に、名称、位置及び区域のほか、別に法律で定める事項を定めるものとするとともに、区域の面積その他の政令で定める事項を定めるよう努めるものとする。

3 被災市街地復興推進地域内における建築物の建築その他の行為に関する制限については、別に法律で定める。

(都市施設)

第十一条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。

- 一 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設
- 二 公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地
- 三 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設
- 四 河川、運河その他の水路
- 五 学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設
- 六 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設
- 七 市場、と畜場又は火葬場
- 八 一団地の住宅施設(一団地における五十戸以上の集団住宅及びこれらに附帯する通路その他他の施設をいう。)
- 九 一団地の官公署施設(一団地の国家機関又は地方公共団体の建築物及びこれらに附帯する通路その他の施設をいう。)
- 十 一団地の都市安全確保拠点施設(溢水、湛水、津波、高潮その他の自然現象による灾害が発生した場合における居住者等(居住者、来訪者又は滞在者をいう。以下同じ。)の安全を確保するための拠点となる一団地の特定公益的施設(避難場所の提供、生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供その他の当該災害が発生した場合における居住者等の安全を確保するために必要な機能を有する集会施設、購買施設、医療施設その他の施設をい

う。第四項第一号において同じ。)及び公共施設をいう。)

十一 流通業務団地

十二 一団地の津波防災拠点市街地形成施設(津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百二十三号)第二条第十五項に規定する一団地の津波防災拠点市街地形成施設をいう。)

十三 一団地の復興再生拠点市街地形成施設(福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第三十二条第一項に規定する一団地の復興再生拠点市街地形成施設をいう。)

十四 一団地の復興拠点市街地形成施設(大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)第二条第八号に規定する一団地の復興拠点市街地形成施設をいう。)

十五 その他政令で定める施設

二 都市施設について、都市計画に、都市施設の種類、名称、位置及び区域を定めるものとす

るとともに、面積その他の政令で定める事項を定めるよう努めるものとする。

三 道路、都市高速鉄道、河川その他の政令で定める都市施設については、前項に規定するものほか、適正かつ合理的な土地利用を図るために必要があるときは、当該都市施設の区域の地下又は空間について、当該都市施設を整備する立体的な範囲を都市計画に定めることができる。

この場合において、地下に当該立体的な範囲を定めるときは、併せて当該立体的な範囲からの離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度(当該離隔距離に応じて定めるものを含む。)を定めることができる。

二 四 地域の都市安全確保拠点施設(溢水、湛水、津波、高潮その他の自然現象による灾害が発生した場合における居住者等(居住者、来訪者又は滞在者をいう。以下同じ。)の安全を確保するための拠点となる一団地の特定公益的施設(避難場所の提供、生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供その他の当該災害が発生した場合における居住者等の安全を確保するために必要な機能を有する集会施設、購買施設、医療施設その他の施設をい

法律第四十一号)第十九条の規定により付議して定める都市計画に係る都市施設、流通業務団地、一団地の津波防災拠点市街地形成施設、団地の復興再生拠点市街地形成施設並びに一団地の復興拠点市街地形成施設について都市計画に定めるべき事項は、この法律に定めるもののか、別に法律で定める。

次に掲げる都市施設については、第十二条の第一項の規定により定められる場合を除き、これらの規定により定められる場合には、第一十二条の三第一項の規定により定められる場合を除き、これらに定めるべき事項は、この法律に定めるもののか、別に法律で定める。

三 第二項の規定により定められる場合を除き、これらに定めるべき事項は、この法律に定めるもののか、別に法律で定める。

四 市街地開発事業について、都市計画に定めるべき事項は、この法律に定めるもののか、別に法律で定める。

五 第二項の規定により定められる場合を除き、これらに定めるべき事項は、この法律に定めるもののか、別に法律で定める。

六 前項の規定により施行予定者が定められた都市施設に係る都市計画は、これを変更して施行予定者を定めないものとすることができる。

一 一団地の官公署施設の住宅施設

二 一団地の官公署施設

三 流通業務団地

四 市街地開発事業

五 市街地開発事業等予定区域

六 流通業務団地の予定区域

七 新住宅市街地開発事業等予定区域

八 新都市基盤整備事業の予定区域

九 区域の面積が二十ヘクタール以上の一団地の住宅施設の予定区域

一 新住宅市街地造成事業の予定区域

二 工業団地造成事業の予定区域

三 新都市基盤整備事業の予定区域

四 区域の面積が二十ヘクタール以上の一団地の住宅施設の予定区域

五 一団地の官公署施設の予定区域

六 市街地開発事業等予定区域

七 新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)による新都市基盤整備事業

八 都市再開発法による市街地再開発事業

九 新都市基盤整備法(昭和三十九年法律第百四十五号)による工業団地造成事業

一〇 都市再開発法による市街地再開発事業

一一 新都市基盤整備法(昭和三十九年法律第百四十六号)による新都市基盤整備事業

一二 新都市基盤整備事業の予定区域

一三 新都市基盤整備事業の予定区域

一四 区域の面積が二十ヘクタール以上の一団地の住宅施設の予定区域

一五 一団地の官公署施設の予定区域

一六 市街地開発事業等予定区域

一七 密集市街地整備事業

一八 市街地開発事業による防災街区整備事業

一九 市街地開発事業による防災街区整備事業

二〇 市街地開発事業による防災街区整備事業

二一 市街地開発事業による防災街区整備事業

三 土地区画整理事業については、前項に定めるもののほか、公共施設の配置及び宅地の整備に関する事項を都市計画に定めるものとする。

四 市街地開発事業について、都市計画に定めるべき事項は、この法律に定めるもののか、別に法律で定める。

五 第二項の規定により定められる場合を除き、これらの規定により定められる場合には、第一十二条の三第一項の規定により定められる場合を除き、これらに定めるべき事項は、この法律に定めるもののか、別に法律で定める。

六 前項の規定により施行予定者が定められた都市施設に係る都市計画は、これを変更して施行予定者を定めないものとすることができる。

七 市街地開発事業等予定区域

八 市街地開発事業等予定区域

九 区域の面積が二十ヘクタール以上の一団地の住宅施設の予定区域

一〇 一団地の官公署施設の予定区域

一一 市街地開発事業等予定区域

一二 市街地開発事業等予定区域

一三 市街地開発事業等予定区域

一四 区域の面積が二十ヘクタール以上の一団地の住宅施設の予定区域

一五 一団地の官公署施設の予定区域

一六 市街地開発事業等予定区域

一七 市街地開発事業等予定区域

一八 市街地開発事業等予定区域

等予定区域に係る市街地開発事業又は都市施設に関する都市計画を定めなければならない。
前項の期間内に、市街地開発事業等予定区域に係る市街地開発事業又は都市施設に関する都市計画が定められたときは当該都市計画についての第二十条第一項の規定による告示の日の翌日から起算して十日を経過した日から、その都市計画が定められなかつたときは前項の期間満了の日の翌日から、将来に向かつて、当該市街地開発事業等予定区域に関する都市計画は、その効力を失う。
(市街地開発事業等予定区域に係る市街地開発事業又は都市施設に関する都市計画に定める事項)

第十二条の三 市街地開発事業等予定区域に係る市街地開発事業又は都市施設に関する都市計画には、施行予定者をも定めるものとする。

2 前項の都市計画に定める施行区域又は区域及び施行予定者は、当該市街地開発事業等予定区域に関する都市計画に定められた区域及び施行予定者でなければならない。
(地区計画等)

第十二条の四 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる計画を定めることができる。

一 地区計画
二 密集市街地整備法第三十二条第一項の規定による防災街区整備地区計画

三 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第三十一条第一項の規定による歴史的風致維持向上地区計画

四 駅前道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)第九条第一項の規定による沿道地区計画

五 集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三条)第五条第一項の規定による集落地区計画

二 2 地区計画等については、都市計画に、地区計画等の種類、名称、位置及び区域を定めるものとともに、区域の面積その他の政令で定める事項を定めるよう努めるものとする。
(地区計画)

第十二条の五 地区計画は、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、開発し、及び保全するための計画とし、次の各号の

いずれかに該当する土地の区域について定めるものとする。

一 用途地域が定められている土地の区域

二 用途地域が定められない土地の区域のうち次のいずれかに該当するもの

イ 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われる、又は行われた土地の区域

ロ 建築物の建築又はその敷地の造成が無秩序に行われ、又は行われると見込まれる一定の土地の区域で、公共施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあるもの

ハ 健全な住宅市街地における良好な居住環境その他優れた街区の環境が形成されている土地の区域

2 地区計画については、前条第二項に定めるもののほか、都市計画に、第一号に掲げる事項を定めるものとともに、第二号及び第三号に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
一 次に掲げる施設(以下「地区施設」という。)及び建築物等の整備並びに土地の利用に関する計画(以下「地区整備計画」という。)
イ 主として街区の居住者等の利用に供される道路、公園その他の政令で定める施設
ロ 街区における防災上必要な機能を確保するための避難施設、避難路、雨水貯留浸透施設(雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であつて、浸水による被害の防止を目的とするものをいう。)その他の政令で定める施設

3 当該地区計画の目標

二 二 方針

三 当該区域の整備、開発及び保全に関する

4 次に掲げる条件に該当する土地の区域における地区計画については、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進とを図るために、一体的かつ総合的な市街地の再開発又は開発整備を実施すべき区域(以下「再開発等促進区」という。)を都市計画に定めることができる。

一 現に土地の利用状況が著しく変化するものと見込まれる土地の区域であること。

二 現に土地の利用状況が著しく変化することが確実であると見込まれる土地の区域であること。

三 現に土地の利用状況が著しく変化する見込まれる土地の区域であること。

四 現に存する農地(耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。)で農業の利便の増進と調和した良好な居住環境を確保するため必要なものと見込まれる土地の形質の変更その他の行為の制限に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、土地の利用に関する事項で政令で定めるもの

六 二 土地利用に関する基本方針

二 再開発等促進区又は開発整備促進区を都市計画に定める際、当該再開発等促進区又は開発整備促進区について、当面建築物又はその敷地の整備と併せて整備されるべき公共施設の整備にかかる費用の負担を定めるものとする。

三 次に掲げる条件に該当する土地の区域における地区計画については、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進とを図るために、一体的かつ総合的な市街地の再開発又は開発整備を実施すべき区域(以下「再開発等促進区」という。)を都市計画に定めることができる。

一 現に土地の利用状況が著しく変化しつつあり、又は著しく変化することが確実であると見込まれる土地の区域であること。

二 土地の合理的かつ健全な高度利用を図るために、適正な配置及び規模の公共施設を整備する必要がある土地の区域であること。

三 当該区域内の土地の高度利用を図ることが、当該都市の機能の増進に貢献することとなる土地の区域であること。

四 用途地域が定められている土地の区域であること。

5 次に掲げる条件に該当する土地の区域における地区計画については、劇場、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する大規模な建築物による商業その他の業務の利便の増進を図るため、一体的かつ総合的な市街地の開発整備を実施すべき区域(以下「開発整備促進区」といいう。)を都市計画に定めることができる。

一 現に土地の利用状況が著しく変化することができる。

二 又は著しく変化することができる。

三 現に土地の利用状況が著しく変化する見込まれる土地の区域であること。

四 用途地域が定められている土地の区域であること。

5 次に掲げる条件に該当する土地の区域における地区計画については、建築物の用途の制限、建築物の容積率の最高限度又は最低限度、建築物の建築面積の最低限度、建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度、建築物の地盤面の高さの最低限度、壁面の位置の制限、壁面後退区域(壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。以下同じ。)における工作物の設置の制限、建築物等の高さの最高限度又は最低限度の居室(建築基準法第二条第四号に規定する居室をいう。)の床面の高さの最低限度、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、地盤区域であること。

二 特定大規模建築物の整備による商業その他の業務の利便の増進を図るために、適正な配置及び規模の公共施設を整備する必要がある土地の区域であること。

三 当該区域内において特定大規模建築物の整備による商業その他の業務の利便の増進を図ることが、当該都市の機能の増進に貢献することとなる土地の区域であること。

四 第二種居住地域、準居住地域若しくは工業地域が定められている土地の区域又は用途地域が定められていない土地の区域(市街化調整区域を除く。)であること。

五 再開発等促進区又は開発整備促進区を定めるものとするとともに、第二号に掲げる事項を定めるものとする。

六 一 道路、公園その他の政令で定める施設(都市計画に、第一号に掲げる事項を定めるものとするとともに、第二号に掲げる事項を定めるものとする)及び第二号に掲げる事項を定めるものとする。

七 二 地区計画においては、第二項各号に掲げるもののほか、都市計画に、第一号に掲げる事項を定めるものとする。

八 三 現に存する樹林地、草地等で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項(次号に該当するものを除く。)

四 四 現に存する農地(耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。)で農業の利便の増進と調和した良好な居住環境を確保するため必要なものにおける土地の形質の変更その他の行為の制限に関する事項

五 五 前各号に掲げるもののほか、土地の利用に関する事項で政令で定めるもの

六 六 地区計画を都市計画に定める際、当該地区計画の全部又は一部について地区整備計画を定めるときは、当該地区計画について地区整備計画を定めることを要しない。この場合において、地区計画の区域の一部について地区整備計画を定めるときは、当該地区計画について地区整備計画を定めることは、当該地区計画について地区整備計画の区域をも都市計画に定めなければならない。

七 七 (建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備状況に応じたものと区分して定める地区整備計画)

八 八 配置及び規模の公共施設が整備されていない土

7 地区整備計画においては、次に掲げる事項(市街化調整区域内において定められる地区整備計画については、建築物の容積率の最低限度、建築物の建築面積の最低限度及び建築物等の高さの最低限度を除く。)を定めることができる。

一 地区施設の配置及び規模

二 建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度又は最低限度、建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度、建築物の地盤面の高さの最低限度、壁面の位置の制限、壁面後退区域(壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。以下同じ。)における工作物の設置の制限、建築物等の高さの最低限度又は最低限度の居室(建築基準法第二条第四号に規定する居室をいう。)の床面の高さの最低限度、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、地盤区域であること。

三 現に土地の利用状況が著しく変化する見込まれる土地の区域であること。

四 用途地域が定められている土地の区域であること。

五 用途地域が定められない土地の区域のうち次のいずれかに該当するもの

イ 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われる、又は行われた土地の区域

ロ 又は行われると見込まれる一定の土地の区域で、公共施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の効力を失う。

六 用途地域が定められない土地の区域のうち次のいずれかに該当するもの

イ 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われる、又は行われた土地の区域

ロ 又は行われると見込まれる一定の土地の区域で、公共施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の効力を失う。

七 用途地域が定められない土地の区域のうち次のいずれかに該当するもの

イ 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われる、又は行われた土地の区域

ロ 又は行われると見込まれる一定の土地の区域で、公共施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の効力を失う。

八 用途地域が定められない土地の区域のうち次のいずれかに該当するもの

イ 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われる、又は行われた土地の区域

ロ 又は行われると見込まれる一定の土地の区域で、公共施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の効力を失う。

九 用途地域が定められない土地の区域のうち次のいずれかに該当するもの

イ 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われる、又は行われた土地の区域

ロ 又は行われると見込まれる一定の土地の区域で、公共施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の効力を失う。

十 用途地域が定められない土地の区域のうち次のいずれかに該当するもの

イ 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われる、又は行われた土地の区域

ロ 又は行われると見込まれる一定の土地の区域で、公共施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の効力を失う。

十一 用途地域が定められない土地の区域のうち次のいずれかに該当するもの

イ 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われる、又は行われた土地の区域

ロ 又は行われると見込まれる一定の土地の区域で、公共施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の効力を失う。

十二 用途地域が定められない土地の区域のうち次のいずれかに該当するもの

イ 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われる、又は行われた土地の区域

ロ 又は行われると見込まれる一定の土地の区域で、公共施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の効力を失う。

十三 用途地域が定められない土地の区域のうち次のいずれかに該当するもの

イ 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われる、又は行われた土地の区域

ロ 又は行われると見込まれる一定の土地の区域で、公共施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の効力を失う。

十四 用途地域が定められない土地の区域のうち次のいずれかに該当するもの

イ 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われる、又は行われた土地の区域

ロ 又は行われると見込まれる一定の土地の区域で、公共施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の効力を失う。

十五 用途地域が定められない土地の区域のうち次のいずれかに該当するもの

イ 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われる、又は行われた土地の区域

ロ 又は行われると見込まれる一定の土地の区域で、公共施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の効力を失う。

十六 用途地域が定められない土地の区域のうち次のいずれかに該当するもの

イ 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われる、又は行われた土地の区域

ロ 又は行われると見込まれる一定の土地の区域で、公共施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の効力を失う。

十七 用途地域が定められない土地の区域のうち次のいずれかに該当するもの

イ 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われる、又は行われた土地の区域

ロ 又は行われると見込まれる一定の土地の区域で、公共施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の効力を失う。

十八 用途地域が定められない土地の区域のうち次のいずれかに該当するもの

イ 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われる、又は行われた土地の区域

ロ 又は行われると見込まれる一定の土地の区域で、公共施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の効力を失う。

十九 用途地域が定められない土地の区域のうち次のいずれかに該当するもの

イ 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われる、又は行われた土地の区域

ロ 又は行われると見込まれる一定の土地の区域で、公共施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の効力を失う。

二十 用途地域が定められない土地の区域のうち次のいずれかに該当するもの

イ 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われる、又は行われた土地の区域

ロ 又は行われると見込まれる一定の土地の区域で、公共施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の効力を失う。

建築物の容積率の最高限度を定めるものとする。この場合において、当該地区整備計画の区域を区分して定められた建築物の容積率の最高限度の数値にそれぞれの数値の定められた区域の面積を乗じたものの合計は、当該地区整備計画の区域内の用途地域において定められた建築物の容積率の数値に当該数値の定められた区域の面積を乗じたものの合計を超えてはならない。(高度利用と都市機能の更新とを図る地区整備計画)

を含むものは附する。及て建築物の高さの最高限度を定めるものとする。

(道路の上空又は路面下において建築物等の建築又は建設を行うための地区整備計画)

第十二条の十一 地区整備計画においては、第十二

第十三条 都市計画区域について定められる都市計画（区域外都市施設に関するものを含む。次項において同じ。）は、国土形成計画、首都圈整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興計画その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画（当該都市について公害防止計画が定められているときは、当該公害防止計画を含む。第三項において同じ。）及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画に適合することともに、当該都市の特質及び当該都市における自然的環境の整備又は保全の重要性を考慮して、次に掲げるところに従つて、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する事項において同じ。）は、国土形成計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興計画その他

第十三条 都市

二 防災街区整備地区計画、歴史的
上地区計画、沿道地区計画及び集落
について都市計画に定めるべき事項
の四第二項に定めるもののほか、
定める。

整備及

区域について定められる都市施設に関するものを含む。次に、国土形成計画、首都圏整備計画、中部圏開発整備計画、沖縄振興計画その他の方針計画に関する法律に基づくものについて公害防止計画が定めらる。当該公害防止計画を含む。第2条の規定によれば、この計画は、その都市の特質及び当該都市における整備又は保全の重要な性質を考慮するところに従つて、土地利用、及び市街地開発事業に関する事

街で

七 地域地区は、土地の自然的条件及び土地利用の動向を勘案して、住居、商業、工業その他の用途を適正に配分することにより、都市機能を維持増進し、かつ、住居の環境を保護し、商業、工業等の便利を増進し、良好な景観を形成し、風致を維持し、公害を防止する等適正な都市環境を保持するよう定めること。この場合において、市街化区域については、少なくとも用途地域を定めるものとし、市街化調整区域については、原則として用途地域を定めないものとする。

八 促進区域は、市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域内において、主街地内の各街区について同条第二号の防災街区としての整備が図られるよう定めること。

卷之三十一

(区域を区分して建築物の容積を適正に配分する地区整備計画)

第十二条の九

（）において同じ。）に接して有効な空間を確保するため必要とする市街地の環境の向上を図るために、当該道路に面する壁面の位置を制限する。（これを含む壁面の位置の制限を定める。）を定めるものとする。

間又は地下につい
る三つ目がれば、

て定められた計画道路を含む面下において建築物等の建築が適切であると認められる路の区域のうち、建築物等の敷用すべき区域を定めることが、当該区域においては、建設の限界であつて上下の範囲を定めるものをいふ。

う

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
、該都市の発展の動向、当該都市計画区域
における人口及び産業の現状及び将来の見
し等を勘査して、当該都市計画区域を一體
として総合的に整備し、開発し、及び
都市として総合的に定めることとし、
当該方針に即し、当該都市計画が適切に定められることとなるよ
うに定めること。

住宅市街地の開発整備の方針は、大都市地利を活用して、市街化区域内において、計画的な再開発が必要な市街地について、市街化区域外に移転する形で、市街地の開発整備が行われること。

として関係権利者による市街地の計画的な整備又は開発を促進する必要があると認められる土地の区域について定めること。

九 遊休土地転換利用促進地区は、主として関係権利者による有効かつ適切な利用を促進する必要があると認められる土地の区域について定めること。

十 被災市街地復興推進地域は、大規模な火灾、震災その他の災害により相当数の建築物が滅失した市街地の計画的な整備改善を推進して、その緊急かつ健全な復興を図る必要があると認められる土地の区域について定めること。

十一 都市施設は、土地利用、交通等の現状及び将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置に配置することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するよう定めること。この場合において、市街化区域及び区分が定められていない都市計画区域については、少なくとも道路、公園及び下水道を定めるものとし、第一種低層居住専用地域、第二種低層居住専用地域、第一種中高層居住専用地域、第二種中高層居住専用地域、第一種居住地域、第二種居住地域、準居住地域及び田園居住地域については、義務教育施設をも定めるものとする。

十二 一団地の都市安全確保拠点施設については、前号に定めるものほか、次に掲げるところに従つて定めること。

イ 溢水、湛水、津波、高潮その他の自然現象による災害の発生のおそれが著しく、かつ、当該災害が発生した場合に居住者等の安全を確保する必要性が高いと認められる区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含む。）について定めること。

ロ 第十一条第四項第一号に規定する施設は、溢水、湛水、津波、高潮その他の自然現象による災害が発生した場合において、区域に規定する区域における同条第一項第十号に規定する機能が一体的に發揮されるよう、必要な位置に適切な規模で配置すること。

ハ 第十一条第四項第二号に掲げる事項は、溢水、湛水、津波、高潮その他の自然現象による災害が発生した場合において、区域に規定する区域内における居住者等の安全の確保が図られるよう定めること。

十三 市街地開発事業は、市街化区域又は区分が定められていない都市計画区域内において、一体的に開発し、又は整備する必要がある土地の区域について定めること。

十四 市街地開発事業等予定区域は、市街地開発事業に係るものについては市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域内において、一体的に開発し、又は整備する必要がある土地の区域について定めること。

十五 地区計画は、公共施設の整備、建築物の建築その他の土地利用の現状及び将来の見通しを勘案し、当該区域の各街区における防災、安全、衛生等に関する機能が確保され、かつ、その良好な環境の形成又は保持のためその区域の特性に応じて合理的な土地利用が行われることを目途として、当該計画に従つて秩序ある開発行為、建築又は施設の整備が行われることとなるように定めること。この場合において、次のイからハまでに掲げる地区計画については、当該イからハまでに定めることによる。

イ 市街化調整区域における地区計画 市街化区域における市街化の状況等を勘案して、地区計画の区域の周辺における市街化を促進することがない等当該都市計画区域における計画的な市街化を図る上で支障がないよう定めること。

ロ 再開発等促進区を定める地区計画 土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進が図られることを目途として、一体的かつ総合的な市街地の再開発又は開発整備が実施されることとなるよう定めることとし、そのうち第一種低層居住専用地域、第二種低層居住専用地域及び田園居住地域におけるものについては、沿道再開発又は開発整備が実施されるよう定めること。

ハ 再開発等促進区を定める地区計画 土地の津波防災拠点市街地形成施設、一団地の復興再生拠点市街地形成施設、一団地の復興拠点市街地形成施設、市街地開発事業、市街地開発事業等予定区域（第十二条の二第一項第四号及び第五号に掲げるものを除く。）、防災街区整備地区計画、歴史的風致維持向上地区計画、沿道地区計画並びに集落地区計画に関する都市計画の策定に関し必要な基準は、前三項に定めるものほか、別に法律で定める。

二 前号の基準を適用するについては、第六条第二項の規定による都市計画に関する基礎調査の結果に基づくこと。

三 第五号の一、第六号、第八号及び第十号から第十六号までに掲げる地域地区、促進区域、被災市街地復興推進地域、流通業務団地、一団地の津波防災拠点市街地形成施設、一団地の復興再生拠点市街地形成施設、一団地の復興拠点市街地形成施設、市街地開発事業、市街地開発事業等予定区域（第十二条の二第一項第四号及び第五号に掲げるものを除く。）、防災街区整備地区計画、歴史的風致維持向上地区計画、沿道地区計画並びに集落地区計画に関する都市計画の策定に関し必要な基準は、前三項に定めるものほか、別に法律で定める。

四 都市再開発方針等、第八条第一項第四号の規定による都市計画に関する基礎調査の結果に基づくこと。

五 都市再開発方針等、第八条第一項第四号の規定による都市計画に関する基礎調査の結果に基づくこと。

六 都市計画の策定に関する技術的基準は、政令で定める。

（都市計画の図書）

第十四条 都市計画は、国土交通省令で定めることにより、総括図、計画図及び計画書によつて表示するものとする。

七 都市計画の策定に関する技術的基準は、政令で定める。

八 開発整備促進区を定める地区計画 特定大規模建築物の整備による商業その他の業務の利便の増進が図られることを目途として、一体的かつ総合的な市街地の再開発又は開発整備が実施されることとなるよう定めること。

九 この場合において、第一種低層居住専用地域、第二種低層居住専用地域及び田園居住地域については、再開発等促進区の周辺の低層住宅に係る良好な住居の環境の保護に支障がないよう定めること。

十 都市計画区域について定められる都市計画は、当該都市の住民が健康で文化的な都市生活を享受することができるよう、住宅の建設及び居住環境の整備に関する計画を定めなければならぬ。第一項に規定する国土計画若しくは地方計画は、第一項に規定する都市計画について定められる都市計画区域に係る計画を定めなければならない。

の周辺の住宅に係る住居の環境の保護に支障がないよう定めること。

十一 防災街区整備地区計画は、当該区域の各街区が火事又は地震が発生した場合の延焼防止及び避難上確保されるべき機能を備えるとともに、土地の合理的かつ健全な利用が図られることを目途として、一体的かつ総合的な市街地の整備が行われることとなるよう定めること。

十二 歴史的風致維持向上地区計画は、地域に於けるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となつて形成してきた良好な市街地の環境の維持及び向上並びに土地の合理的かつ健全な利用が図られるよう定めること。

十三 地域地区は、土地の自然的条件及び土地利用の動向を勘案して、住居の環境を保護し、良好な景観を形成し、風致を維持し、公害を防止する等地域の環境を適正に保持するよう定めること。

十四 地域地区は、土地の自然的条件及び土地利用の動向を勘案して、住居の環境を保護し、良好な景観を形成し、風致を維持し、公害を防止する等地域の環境を適正に保持するよう定めること。

十五 地域地区は、土地の自然的条件及び土地利用の動向を勘案して、住居の環境を保護し、良好な景観を形成し、風致を維持し、公害を防止する等地域の環境を適正に保持するよう定めること。

十六 防災街区整備地区計画は、当該区域の各街区が火事又は地震が発生した場合の延焼防止及び避難上確保されるべき機能を備えるとともに、土地の合理的かつ健全な利用が図られることを目途として、一体的かつ総合的な市街地の整備が行われることとなるよう定めること。

十七 歴史的風致維持向上地区計画は、地域に於けるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となつて形成してきた良好な市街地の環境の維持及び向上並びに土地の合理的かつ健全な利用が図られるよう定めること。

十八 沿道地区計画は、道路交通騒音により生ずる障害を防止するとともに、適正かつ合理的な土地利用が図られるよう定めること。

十九 集落地区計画は、當農条件と調和のとれた居住環境を整備するとともに、適正な土地保護に支障がないよう定めること。

二十 前各号の基準を適用するについては、第六条第一項の規定による都市計画に関する基礎調査の結果に基づき行う人口、産業、住宅、建築、交通工場立地その他の調査の結果について配慮すること。

二十一 各号の基準を適用するについては、第六条第一項の規定による都市計画に関する基礎調査の結果に基づき行う人口、産業、住宅、建築、交通工場立地その他の調査の結果について配慮すること。

二十二 都市計画区域について定められる都市計画は、當該都市の住民が健康で文化的な都市生活を享受することができるよう、住宅の建設及び居住環境の整備に関する計画を定めなければならぬ。第一項に規定する国土計画若しくは地方計画は、第一項に規定する都市計画について定められる都市計画区域に係る計画を定めなければならない。

二十三 都市計画区域について定められる都市計画は、當該都市の住民が健康で文化的な都市生活を享受することができるよう、住宅の建設及び居住環境の整備に関する計画を定めなければならぬ。第一項に規定する国土計画若しくは地方計画は、第一項に規定する都市計画について定められる都市計画区域に係る計画を定めなければならない。

二十四 都市計画区域について定められる都市計画は、當該都市の住民が健康で文化的な都市生活を享受することができるよう、住宅の建設及び居住環境の整備に関する計画を定めなければならぬ。第一項に規定する国土計画若しくは地方計画は、第一項に規定する都市計画について定められる都市計画区域に係る計画を定めなければならない。

画又は施設に関する国の計画に適合するどもに、地域の特質及び当該地域における自然の環境の整備又は保全の重要性を考慮して、次に掲げるところに従つて、土地利用の整序又は環境の保全を図るために必要な事項を定めなければならない。この場合においては、当該地域における農林漁業の生産条件の整備に配慮しなければならない。

(都道府県の都市計画の決定)

第十八条 都道府県は、関係市町村の意見を聴き、かつ、都道府県都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定するものとする。

2 都道府県は、前項の規定により都市計画の案を都道府県都市計画審議会に付議しようとするときは、第十七条第二項の規定により提出された意見書の要旨を都道府県都市計画審議会に提出しなければならない。

3 都道府県は、國の利害に重大な関係がある政令で定める都市計画の決定をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならぬ。

4 國土交通大臣は、國の利害との調整を行ふ観点から、前項の協議を行うものとする。

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

第十八条の二 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」といいう。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

第十九条 市町村は、市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていがないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）の議を経て、都市計画を決定するものとする。

2 市町村は、前項の規定により都市計画の案を提出しなければならない。

3 市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域について都市計画（都市計画区域について定めるものにあつては区域外都市施設に関するもの）を決定するものとする。

を含み、地区計画等にあつては当該都市計画に定めようとする事項のうち政令で定める地区施設の配置及び規模その他の事項に限る。）を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県

を都道府県都市計画審議会に付議しようとするときは、第十七条第二項の規定により提出された意見書の要旨を都道府県都市計画審議会に提出しなければならない。

3 都道府県は、國の利害に重大な関係がある政令で定める都市計画の決定をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に協議を行ふ観点から、前項の協議を行うものとしなければならない。

4 都道府県知事は、第三項の協議を行うに当たり必要があると認めるときは、関係市町村に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(都市計画の告示等)

第二十条 都道府県又は市町村は、都市計画を決定したときは、その旨を告示し、かつ、都道府県にあつては関係市町村長に、市町村にあつては都道府県知事に、第十四条第一項に規定する図書の写しを送付しなければならない。

2 都道府県知事及び市町村長は、国土交通省令で定めるところにより、前項の図書又はその写しを当該都道府県又は市町村の事務所に備え置いて一般の閲覧に供する方法その他の適切な方法により公衆の縦覧に供しなければならない。

3 都市計画は、第一項の規定による告示があつた日から、その効力を生ずる。

(都市計画の変更)

第二十一条 都道府県又は市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域が変更されたとき、第六条第一項若しくは第二項の規定による都市計画に関する基礎調査又は第十三条第一項第二十号に規定する政令が行う調査の結果都市計画を変更する必要が明らかとなつたとき、遊休土地転換利用促進地区に関する都市計画についてその目的が達成されたと認めるとき、その他の都市計画を変更する必要が生じたときは、遅滞なく、当該都市計画を変更しなければならない。

2 第十七条から第十八条まで及び前二条の規定は、都市計画の変更（第十七条、第十八条第二項及び第三項並びに第十九条第二項及び第三項の規定については、政令で定める軽易な変更を除く。）について準用する。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

3 施行予定者を変更する都市計画の変更については、第十七条第五項中「当該施行予定者」とあるのは、「変更前後の施行予定者」と読み替えるものとする。

(都市計画の決定等の提案)

第二十二条の二 都市計画区域又は準都市計画区域のうち、一体として整備し、開発し、又は保全すべき土地の区域としてふさわしい政令で定め以上の一団の土地の区域について、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時的に使用する施設のため設定されたことが明らかなものを除く。第四項第二号において「借地権」という。）を有する者（同号において「土地所有者等」という。）は、一人で、又は数人共同して、都道府県又は市町村に對し、都市計画（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに都市再開発方針等に関するもの）を除く。次項及び第三項並びに第七十五条の九第一項において同じ。）の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る都市計画の素案を添えなければならぬ。

2 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財團法人その他の當利を目的としない法人、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社若しくはまちづくりの推進に関し経験と知識を有するものとして国土交通省令で定める団体又はこれらに準ずるものとして地方公共団体の条例で定める団体は、前項に規定する土地の区域について、都道府県又は市町村に対し、都市計画の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

3 都市緑地法第六十九条第一項の規定により指定された都市緑化支援機構は、第一項に規定する土地の区域について、都道府県又は市町村に對し、都市における緑地の保全及び緑化の推進を図るために必要な都市計画の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

4 前項又は第十九条第一項又は第二十二条の三の規定を踏まえた都市計画（当該計画提案に係る都市計画の素案の全部を実現することとなる都市計画をいう。以下同じ。）の決定又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該都市計画の決定又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。（計画提案を踏まえた都市計画の案の都道府県都市計画審議会等への付議等）

一 当該計画提案に係る都市計画の素案の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているもの）を除く。以下この号において同じ。）の区域内の土地所有者等の三分の二以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となつている場合に限る。）を得ていること。

2 いの土地の総地積との合計の三分の二以上が定め、若しくは定めようとする都市計画との適合を図る観点から、前項の協議を行うものとす。都道府県知事は、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る観点又は都道府県が定め、若しくは定めようとする都市計画との適合を図る観点から、前項の協議を行うものとす。

3 知事に協議しなければならない。

4 都道府県は、都道府県都市計画審議会に付議しようとするときは、あらかじめ、都道府県に提出された意見書の要旨を都道府県都市計画審議会に提出しなければならない。

5 都道府県知事は、第三項の協議を行うに当たり必要があると認めるときは、関係市町村に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(都市計画の決定等の提案)

第二十二条の三 都道府県又は市町村は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、計画提案を踏まえた都市計画（計画提案に係る都市計画の素案の全部又は一部を実現することとなる都市計画をいう。以下同じ。）の決定又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該都市計画の決定又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。（計画提案を踏まえた都市計画の案の都道府県都市計画審議会等への付議等）

第二十二条の四 都道府県又は市町村は、計画提案を踏まえた都市計画（当該計画提案に係る都市計画の素案の全部を実現するものを除く。）の決定又は変更をしようとする場合は、同項後段の規定を準用する。

2 第十八条第一項又は第十九条第一項（この規定を踏まえた都市計画の案に併せて、当該計画提案に係る都市計画の案を提出しなければならない。）の規定により都市計画の案を踏まえた都市計画審議会又は市町村都市計画審議会に付議しようとするときは、当該都市計画の案に併せて、当該計画提案に係る都市計画の案を提出しなければならない。

3 前項の規定による提案（以下「計画提案」といいう。）は、次に掲げるところに従つて、国土交通省令で定めるところにより行うものとする。

4 当該計画提案に係る都市計画の素案の内容が、第十三条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合するものであることを踏まえた都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会に当該計画提案に係る都市計画の素案を提出してその意見を聽かなければならない。

(国土交通大臣の定める都市計画)

第二十二条 二以上の都府県の区域にわたる都市計画区域に係る都市計画は、国土交通大臣及び市町村が定めるものとする。この場合においては、第五条、第十五条の二、第十七条第一項及び第二項、第二十一条第一項、第二十二条の二中二第一項から第三項まで並びに第二十二条の三中「都道府県」とあり、並びに第十九条第三項から第五項までの規定中「都道府県知事」とあるのは、「国土交通大臣」と、第十七条の二中「都道府県又は市町村」とあるのは「市町村」と、第十八条第一項及び第二項中「都道府県」は」とあるのは「国土交通大臣は」と、第十九条第四項中「都道府県が」とあるのは「国土交通大臣が」と、第二十条第一項、第二十二条の四及び前条中「都道府県又は」とあるのは「国土交通大臣及び都道府県知事」とする。

国土交通大臣にあつては関係市町村長」とあるのは「国

土交通大臣にあつては関係都府県知事及び関係市町村長」と、「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣又は」と、第二十二条第一項中「都道府県にあつては関係市町村長」とあるのは「国

土交通大臣にあつては関係都府県知事及び関係市町村長」と、「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣又は」と、第二十二条第一項中「都道

府県にわたる都市計画区域が一の都府県の区域内の区域となり、又は一の都府県の区域内の都市計画区域が二以上の都府県の区域にわたることとなつた場合における必要な経過措置については、政令で定める。

(他の行政機関等との調整等)

第二十三条 国土交通大臣が都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(第六条の二第二項第一号に掲げる事項に限る。以下この条及び第二十四条第三項において同じ。)若しくは区域区分に関する都市計画を定め、若しくはその決定若しくは変更に同意しようとするとき、又は都道府県が都市計画区域の整備、開発及び保全の方針若しくは区域区分に関する都市計画を定めようとするときを除く。)は、国土交通大臣又は都道府県は、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。ただし、国土交通大臣が区域区分に関する都市計画を定め、若しくはその決定若しくは変更に同意しようとする場合又は都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとする場合(国土交通大臣の同意を要する場合を除く。)にあつては、当該区域区分により市街化

区域に定められることとなる土地の区域に農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域その他政令で定める土地の区域が含まれるときに限る。

2 國土交通大臣は、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針若しくは区域区分に関する都市計画を定め、又はその決定若しくは変更に同意しようとするときは、あらかじめ、經濟産業大臣及び環境大臣の意見を聴かなければならぬい。

3 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分並びに用途地域に関する都市計画に關し、国土交通大臣に意見を述べることができる。

4 臨港地区に関する都市計画は、港湾法第二条第一項の港湾管理者が申し出た案に基づいて定めるものとする。

5 國土交通大臣は、都市施設に関する都市計画を定め、又はその決定若しくは変更に同意しようとするとときは、あらかじめ、当該都市施設の設置又は經營について、免許、許可、認可等の処分をする権限を有する国の行政機関の長に協議しなければならない。

6 國土交通大臣、都道府県又は市町村は、都市施設に関する都市計画又は都市施設に係る市街地開発事業等予定区域に関する都市計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該都市施設を管理することとなる者その他政令で定める者に協議しなければならない。

7 市町村は、第十二条の十一の規定により地区整備計画において建築物等の建築又は建設の限りを定めようとするときは、あらかじめ、同条に規定する道路の管理者又は管理者となるべき者に協議しなければならない。

8 (準都市計画区域について都市計画区域が指定された場合における都市計画の取扱い)

9 (国土交通大臣の指示等)

10 (調査のための立入り等)

11 (第二十四条) 国土交通大臣は、國の利害に重大な関係がある事項に關し、必要があると認めるとときは、都道府県に対し、又は都道府県知事を通じて市町村に對し、期限を定めて、都市計画区

域の指定又は都市計画の決定若しくは変更のため必要な措置をとるべきことを指示することができる。この場合においては、都道府県又は市町村は、正当な理由がない限り、当該指示に従わなければならない。

12 國の行政機關の長は、その所管に係る事項で國の利害に重大な関係があるものに關し、前項の指示をすべきことを国土交通大臣に対し要請することができる。

13 第二十三条第一項及び第二項の規定は、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針又は区域区分に関する都市計画に關し第一項の指示をする場合に、同条第五項の規定は、都市施設に関する都市計画に關し第一項の指示をする場合に準用する。

14 國土交通大臣は、都道府県又は市町村が所定の期限までに正当な理由がなく第一項の規定により指示された措置をとらないときは、正当な理由がないことについて社会資本整備審議会の確認を得た上で、自ら當該措置をとることがができるものとする。ただし、市町村がとるべき措置については、国土交通大臣は、自ら行う必要があると認める場合を除き、都道府県に対し、当該措置をとるよう指示するものとする。

15 都道府県は、前項ただし書の規定による指示を受けたときは、当該指示に係る措置をとるものとする。

16 都道府県は、必要があると認めるときは、市町村に対し、期限を定めて、都市計画の決定又は変更のため必要な措置をとるべきことを求めることができる。

17 都道府県は、都市計画の決定又は変更のため必要があるときは、自ら、又は市町村の要請に基づいて、國の関係行政機関の長に對して、都市計画区域又は準都市計画区域に係る第十三条第一項に規定する国土計画若しくは地方計画又は施設に關する國の計画の策定又は変更について申し出ることができる。

18 國の行政機関の長は、前項の申出があつたときは、当該申出に係る事項について決定し、その結果を都道府県知事に通知しなければならない。

19 (第二十五条) 国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、都市計画の決定又は変更のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行ふ必要があるときは、その必要の限度において

て、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

20 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日前に、その旨を土地の占有者に通知しなければならない。

21 第一項の規定により、建築物が所在し、又は立ち入ろうとするときは、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を土地の占有者に告げなければならぬ。

22 前項の規定により、建築物が所在し、又は立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとするときは、その旨を土地の占有者に通知しなければならない。

23 第一項の規定により、建築物が所在し、又は立ち入ろうとするときは、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を土地の占有者に告げなければならぬ。

24 日出前又は日没後においては、土地の占有者に告げなければならぬ。

25 前項の規定により、建築物が所在し、又は立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとするときは、その旨を土地の占有者に通知しなければならぬ。

26 第二十六条 前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵等(以下「障害物」という)を伐除しようとする場合は、当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事(市の区域内であつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という)の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えるようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事等が許可を与えるようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

27 前項の規定により障害物を伐除しようとする者は又は土地に試掘等を行おうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行おうとする日の三日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

28 第一項の規定により障害物を伐除しようとする場合は、都道府県知事等が許可を与えるようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会

物の伐除をしようとする場合を除く。)において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいなためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、国土交通大臣、都道府県若しくは市町村又はその命じた者は委任した者は、前二項の規定にかかると、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、ただちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

(証明書等の携帯)

第二十七条 第二十五条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

- 前条第一項の規定により障害物を伐除しようとする者は、土地に試掘等を行おうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事等の許可証を携帯しなければならない。
- 前二項に規定する証明書又は許可証は、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- (土地の立入り等に伴う損失の補償)

第二十八条 国土交通大臣、都道府県又は市町村は、第二十五条第一項又は第二十六条第一項若しくは第三項の規定による行為により他人に損失を与えたときは、その損失を受けた者に対しても、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

前項の規定による損失の補償については、損失を与えた者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

前項の規定による協議が成立しないときは、国土交通省令で定めるところにより、収用委員会に土地收回用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができるのである。

第三章 都市計画制限等

第一節 開発行為等の規制

第二十九条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第二百五十七条)第一項の規定により、開発行為の許可)

六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の区域内にあっては、当該指定都市等(以下この区域内において同じ。)の許可を受けなければならない。

一 市街化調整区域、区城区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、その規模が、それぞれの区域の区分に応じて政令で定める規模未満であるもの

二 市街化調整区域、区城区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行う開発行為で、農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらに類する公益上必要な建築物のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものとして政令で定める建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為

三 駅舎その他の鉄道の施設、図書館、公民館、変電所その他これらに類する公益上必要な建築物のうち開発区域及び工区の位置、区域及び規模を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

四 都市計画事業の施行として行う開発行為

五 土地区画整理事業の施行として行う開発行為

六 市街地再開発事業の施行として行う開発行為

七 住宅街区整備事業の施行として行う開発行為

八 防災街区整備事業の施行として行う開発行為

九 公有水面埋立て法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の免許を受けた埋立て地であるものにおいて行う開発行為

十 非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為

十一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

十二 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内において、それにより一定の市街地を形成する開発行為

十三 防災街区整備事業の施行として行う開発行為

十四 都市計画区域外の区域内において行う開発行為

十五 非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為

十六 防災街区整備事業の施行として行う開発行為

十七 地域開発促進事業の施行として行う開発行為

知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

- 農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供するもの
- 前項第三号、第四号及び第九号から第十一号までに掲げる開発行為は、この限りでない。ただし、次に掲げる開発行為について
- 一 開発区域が、市街化調整区域、区城区分が定められていない都市計画区域、準都市計画区域又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域のうち二以上の区域にわたる場合における第一項第一号及び前項の規定の適用については、政令で定める。
- 二 開発区域が、市街化調整区域、区城区分が定められていない都市計画区域、準都市計画区域又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域のうち二以上の区域にわたる場合における第一項第一号及び前項の規定の適用については、政令で定める。
- 三 開発区域(開発区域を工区に分けたときは「開発許可」という。)を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

二 前項第三号、第四号及び第九号から第十一号までに掲げる開発行為

三 前項第三号、第四号及び第九号から第十一号までに掲げる開発行為

四 開発区域(開発区域を工区に分けたときは「開発許可」という。)を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

五 開発区域(開発区域を工区に分けたときは「開発許可」という。)を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

六 開発区域(開発区域を工区に分けたときは「開発許可」という。)を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

七 開発区域(開発区域を工区に分けたときは「開発許可」という。)を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

八 開発区域(開発区域を工区に分けたときは「開発許可」という。)を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

九 開発区域(開発区域を工区に分けたときは「開発許可」という。)を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

十 開発区域(開発区域を工区に分けたときは「開発許可」という。)を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

十一 開発区域(開発区域を工区に分けたときは「開発許可」という。)を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

十二 開発区域(開発区域を工区に分けたときは「開発許可」という。)を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

十三 開発区域(開発区域を工区に分けたときは「開発許可」という。)を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

十四 開発区域(開発区域を工区に分けたときは「開発許可」という。)を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

十五 開発区域(開発区域を工区に分けたときは「開発許可」という。)を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

管理者と協議し、その同意を得なければならない。

- 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者その他政令で定める者と協議しなければならない。
- 前二項に規定することとなる者は、公共施設の適切な管理を確保する観点から、前二項の協議を行ふものとする。

二 前項第三号、第四号及び第九号から第十一号までに掲げる開発行為

三 前項第三号、第四号及び第九号から第十一号までに掲げる開発行為

四 前項第三号、第四号及び第九号から第十一号までに掲げる開発行為

五 前項第三号、第四号及び第九号から第十一号までに掲げる開発行為

六 前項第三号、第四号及び第九号から第十一号までに掲げる開発行為

七 前項第三号、第四号及び第九号から第十一号までに掲げる開発行為

八 前項第三号、第四号及び第九号から第十一号までに掲げる開発行為

九 前項第三号、第四号及び第九号から第十一号までに掲げる開発行為

十 前項第三号、第四号及び第九号から第十一号までに掲げる開発行為

十一 前項第三号、第四号及び第九号から第十一号までに掲げる開発行為

十二 前項第三号、第四号及び第九号から第十一号までに掲げる開発行為

十三 前項第三号、第四号及び第九号から第十一号までに掲げる開発行為

十四 前項第三号、第四号及び第九号から第十一号までに掲げる開発行為

十五 前項第三号、第四号及び第九号から第十一号までに掲げる開発行為

十六 前項第三号、第四号及び第九号から第十一号までに掲げる開発行為

十七 前項第三号、第四号及び第九号から第十一号までに掲げる開発行為

係る部分に限る。) (これらの規定を同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による用途の制限主として、自己的居住の用に供する住宅の用に供する目的で行う開発行為以外の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地(消防に必要な水利が十分でない場合に設置する消防の用に供する貯水施設を含む。)が、次に掲げる事項を勘査して、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないような規模及び構造で適当に配置され、かつ、開発区域内の主要な道路が、開発区域外の相当規模の道路に接続するよう設計が定められていること。この場合において、当該空地に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。

イ 開発区域内の土地の地形及び地盤の性質ハ 予定建築物等の用途

イ 開発区域内の下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第一号に規定する下水を有効に排出するとともに、その溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること。この場合において、当該排水路その他の排水施設が、次に掲げる事項を勘査して、開発区域内の下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第一号に規定する下水を有効に排出するとともに、その溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること。

ロ 開発区域内の土地の地形及び地盤の性質ハ 予定建築物等の用途

イ 開発区域内の下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第一号に規定する下水を有効に排出するとともに、その溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること。この場合において、当該排水路その他の排水施設が、次に掲げる事項を勘査して、開発区域内の下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第一号に規定する下水を有効に排出するとともに、その溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること。

四 地盤の沈下、崖崩れ、出水その他のによる災害を防止するため、開発区域内の土地について、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講ぜられるよう設計が定められていること。この場合において、開発区域内の土地の全部又は一部が次の表の上欄に掲げる区域内の土地であるときは、当該土地における同表の中欄に掲げる工事の計画が、同表の下欄に掲げる基準に適合していること。

五 当該申請に係る開発区域内の土地について地盤造成等工事規制区域第一項の宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第一百九十一号)第十一条

口 防災街区整備地区計画 地区防災施設の区域、特定建築物地区整備計画又は防災街区整備地区整備計画	ハ 歴史的風致維持向上地区計画 歴史的風景維持向上地区整備計画
二 沿道地区計画 沿道再開発等促進区(幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第二項第一号に規定する施設の配置及び規模が定められているものに限る。)又は沿道地区整備計画	二 沿道地区計画 沿道再開発等促進区(幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第二項第一号に規定する施設の配置及び規模が定められているものに限る。)又は沿道地区整備計画

七 地盤の沈下、崖崩れ、出水その他のによる災害を防止するため、開発区域内の土地について、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講ぜられるよう設計が定められていること。この場合において、開発区域内の土地の全部又は一部が次の表の上欄に掲げる区域内の土地であるときは、当該土地における同表の中欄に掲げる工事の計画が、同表の下欄に掲げる基準に適合していること。	八 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、開発区域内に建築基準法第三十九条第一項の災害危険区域、地すべり防止法(昭和三十三年法律第三十号)第三条第一項の地すべり防止区域、土砂灾害警戒区域等における土砂灾害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第一項の土砂灾害特別警戒区域及び特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第五十六条第一項の浸水被害防止区域(次条第八号の二において「災害危険区域等」という。)その他政令で定める開発行為を行うのに適当でない区域内の土地を含まないこと。ただし、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められるときは、この限りでない。
九 政令で定める規模以上の開発行為にあつては、開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため、開発行為の目的及び第二地区計画等(次のイからホまでに掲げる地区計画等の区分に応じて、当該イからホまでに	九 政令で定める規模以上の開発行為にあつては、開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため、開発行為の目的及び第二地区計画等(次のイからホまでに掲げる地区計画等の区分に応じて、当該イからホまでに

十 政令で定める規模以上の開発行為にあつては、当該開発行為が道路、鉄道等による輸送の便等からみて支障がないと認められること。	十 政令で定める規模以上の開発行為にあつては、当該開発行為が道路、鉄道等による輸送の便等からみて支障がないと認められること。
十一 政令で定める規模以上の開発行為にあつては、当該開発行為が道路、鉄道等による輸送の便等からみて支障がないと認められること。	十一 政令で定める規模以上の開発行為にあつては、当該開発行為が道路、鉄道等による輸送の便等からみて支障がないと認められること。

十四 当該開発行為をしようとする土地若しくは当該開発行為に関する工事をしようとする土地の区域内の土地又はこれらの土地にある建築物その他の工作物につき当該開発行為の施行又は当該開発行為に関する工事の実施の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていること。前各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、政令で定める。

十五 地方公共団体は、その地方の自然的条件の特殊性又は公共施設の整備、建築物の建築その他土地利用の現状及び将来の見通しを勘案し、前項の政令で定める技術的細目のみによつては環境の保全、災害の防止及び利便の増進を図ることが困難であると認められ、又は当該技術的細目によらなくとも環境の保全、災害の防止及び利便の増進上支障がないと認められる場合においては、政令で定める基準に従い、条例で、当該技術的細目において定められた制限を強化し、又は緩和することができる。

十六 地方公共団体は、良好な住居等の環境の形成又は保持のため必要と認める場合においては、政令で定める基準に従い、条例で、区域、目的又は予定される建築物の用途を限り、開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度に関する制限を定めることができる。

十七 指定都市等及び地方自治法第二百五十二条の二第一項の規定に基づきこの節の規定により都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村（以下この節において「事務処理市町村」という）以外の市町村は、前三項の規定により条例を定めようとしたときは、あらかじめ、都道府県知事と協議し、その同意を得なければならぬ。

十八 公有水面埋立法第二十二条第二項の告示があつた埋立地において行う開発行為については、当該埋立地に関する同法第二条第一項の免許の条件において第一項各号に規定する事項（第四項及び第五項の条例が定められているときは、

十九 当該開発行為をしようとする土地若しくは当該開発行為に関する工事をしようとする土地の区域内の土地又はこれらの土地にある建築物その他の工作物につき当該開発行為の施行又は当該開発行為に関する工事の実施の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていること。前各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、政令で定める。

二十 地方公共団体は、その地方の自然的条件の特

殊性又は公共施設の整備、建築物の建築その他

土地利用の現状及び将来の見通しを勘案し、

前項の政令で定める技術的細目のみによつては

環境の保全、災害の防止及び利便の増進を図る

ことが困難であると認められ、又は当該技術的

細目によらなくとも環境の保全、災害の防止及

び利便の増進上支障がないと認められる場合に

おいては、政令で定める基準に従い、条例で、

当該技術的細目において定められた制限を強化

し、又は緩和することができる。

二十一 地方公共団体は、良好な住居等の環境の形成

又は保持のため必要と認める場合においては、

政令で定める基準に従い、条例で、区域、目的

又は予定される建築物の用途を限り、開発区域

内において予定される建築物の敷地面積の最低

限度に関する制限を定めることができる。

二十二 景観行政団体（景観法第七条第一項に規定す

る景観行政団体をいう。）は、良好な景観の形

成を図るため必要と認める場合においては、同

法第八条第二項第一号の景観計画区域内におい

て、政令で定める基準に従い、同条第一項の景

内において予定される建築物の用途を限り、開発区域

内において予定される建築物の敷地面積の最低

限度に関する制限を定めることができる。

二十三 景観行政団体（景観法第七条第一項に規定す

る景観行政団体をいう。）は、良好な景観の形

成を図るため必要と認める場合においては、同

法第八条第二項第一号の景観計画区域内におい

て、政令で定める基準に従い、同条第一項の景

内において予定される建築物の用途を限り、開発区域

内において予定される建築物の敷地面積の最低

限度に関する制限を定めることができる。

二十四 市街化調整区域内に存する鉱物資源、觀光

資源その他の資源の有効な利用上必要な建築

修理その他の業務を営む店舗、事業場その他

これらに類する建築物の建築の用に供する目

的で行う開発行為

二十五 市街化調整区域内に存する鉱物資源、觀光

資源その他の資源の有効な利用上必要な建築

修理その他の業務を営む店舗、事業場その他

これらに類する建築物の建築の用に供する目

的で行う開発行為

二十六 市街化調整区域内に存する鉱物資源、觀光

資源その他の資源の有効な利用上必要な建築

修理その他の業務を営む店舗、事業場その他

これらに類する建築物の建築の用に供する目

的で行う開発行為

二十七 市街化調整区域内に存する鉱物資源、觀光

資源その他の資源の有効な利用上必要な建築

修理その他の業務を営む店舗、事業場その他

これらに類する建築物の建築の用に供する目

的で行う開発行為

二十八 市街化調整区域内に存する鉱物資源、觀光

資源その他の資源の有効な利用上必要な建築

修理その他の業務を営む店舗、事業場その他

これらに類する建築物の建築の用に供する目

的で行う開発行為

二十九 市街化調整区域内に存する鉱物資源、觀光

資源その他の資源の有効な利用上必要な建築

修理その他の業務を営む店舗、事業場その他

これらに類する建築物の建築の用に供する目

的で行う開発行為

三十 市街化調整区域内に存する鉱物資源、觀光

資源その他の資源の有効な利用上必要な建築

修理その他の業務を営む店舗、事業場その他

これらに類する建築物の建築の用に供する目

的で行う開発行為

三十一 市街化調整区域内に存する鉱物資源、觀光

資源その他の資源の有効な利用上必要な建築

修理その他の業務を営む店舗、事業場その他

これらに類する建築物の建築の用に供する目

的で行う開発行為

三十二 市街化調整区域内に存する鉱物資源、觀光

資源その他の資源の有効な利用上必要な建築

修理その他の業務を営む店舗、事業場その他

これらに類する建築物の建築の用に供する目

的で行う開発行為

三十三 市街化調整区域内に存する鉱物資源、觀光

資源その他の資源の有効な利用上必要な建築

修理その他の業務を営む店舗、事業場その他

これらに類する建築物の建築の用に供する目

的で行う開発行為

三十四 市街化調整区域内に存する鉱物資源、觀光

資源その他の資源の有効な利用上必要な建築

修理その他の業務を営む店舗、事業場その他

これらに類する建築物の建築の用に供する目

的で行う開発行為

三十五 市街化調整区域内に存する鉱物資源、觀光

資源その他の資源の有効な利用上必要な建築

修理その他の業務を営む店舗、事業場その他

これらに類する建築物の建築の用に供する目

的で行う開発行為

三十六 市街化調整区域内に存する鉱物資源、觀光

資源その他の資源の有効な利用上必要な建築

修理その他の業務を営む店舗、事業場その他

これらに類する建築物の建築の用に供する目

的で行う開発行為

三十七 市街化調整区域内に存する鉱物資源、觀光

資源その他の資源の有効な利用上必要な建築

修理その他の業務を営む店舗、事業場その他

これらに類する建築物の建築の用に供する目

的で行う開発行為

三十八 市街化調整区域内に存する鉱物資源、觀光

資源その他の資源の有効な利用上必要な建築

修理その他の業務を営む店舗、事業場その他

これらに類する建築物の建築の用に供する目

的で行う開発行為

三十九 市街化調整区域内に存する鉱物資源、觀光

資源その他の資源の有効な利用上必要な建築

修理その他の業務を営む店舗、事業場その他

これらに類する建築物の建築の用に供する目

的で行う開発行為

四十 市街化調整区域内に存する鉱物資源、觀光

資源その他の資源の有効な利用上必要な建築

修理その他の業務を営む店舗、事業場その他

これらに類する建築物の建築の用に供する目

的で行う開発行為

四十一 市街化調整区域内に存する鉱物資源、觀光

資源その他の資源の有効な利用上必要な建築

修理その他の業務を営む店舗、事業場その他

これらに類する建築物の建築の用に供する目

的で行う開発行為

四十二 市街化調整区域内に存する鉱物資源、觀光

資源その他の資源の有効な利用上必要な建築

修理その他の業務を営む店舗、事業場その他

これらに類する建築物の建築の用に供する目

的で行う開発行為

四十三 市街化調整区域内に存する鉱物資源、觀光

資源その他の資源の有効な利用上必要な建築

修理その他の業務を営む店舗、事業場その他

これらに類する建築物の建築の用に供する目

的で行う開発行為

四十四 市街化調整区域内に存する鉱物資源、觀光

資源その他の資源の有効な利用上必要な建築

修理その他の業務を営む店舗、事業場その他

これらに類する建築物の建築の用に供する目

的で行う開発行為

四十五 市街化調整区域内に存する鉱物資源、觀光

資源その他の資源の有効な利用上必要な建築

修理その他の業務を営む店舗、事業場その他

これらに類する建築物の建築の用に供する目

的で行う開発行為

四十六 市街化調整区域内に存する鉱物資源、觀光

資源その他の資源の有効な利用上必要な建築

修理その他の業務を営む店舗、事業場その他

これらに類する建築物の建築の用に供する目

的で行う開発行為

四十七 市街化調整区域内に存する鉱物資源、觀光

資源その他の資源の有効な利用上必要な建築

修理その他の業務を営む店舗、事業場その他

これらに類する建築物の建築の用に供する目

的で行う開発行為

四十八 市街化調整区域内に存する鉱物資源、觀光

資源その他の資源の有効な利用上必要な建築

修理その他の業務を営む店舗、事業場その他

これらに類する建築物の建築の用に供する目

的で行う開発行為

四十九 市街化調整区域内に存する鉱物資源、觀光

資源その他の資源の有効な利用上必要な建築

修理その他の業務を営む店舗、事業場その他

これらに類する建築物の建築の用に供する目

的で行う開発行為

五十 市街化調整区域内に存する鉱物資源、觀光

資源その他の資源の有効な利用上必要な建築

修理その他の業務を営む店舗、事業場その他

これらに類する建築物の建築の用に供する目

的で行う開発行為

五十一 市街化調整区域内に存する鉱物資源、觀光

資源その他の資源の有効な利用上必要な建築

修理その他の業務を営む店舗、事業場その他

これらに類する建築物の建築の用に供する目

的で行う開発行為

五十二 市街化調整区域内に存する鉱物資源、觀光

資源その他の資源の有効な利用上必要な建築

修理その他の業務を営む店舗、事業場その他

これらに類する建築物の建築の用に供する目

的で行う開発行為

五十三 市街化調整区域内に存する鉱物資源、觀光

資源その他の資源の有効な利用上必要な建築

修理その他の業務を営む店舗、事業場その他

これらに類する建築物の建築の用に供する目

的で行う開発行為

五十四 市街化調整区域内に存する鉱物資源、觀光

資源その他の資源の有効な利用上必要な建築

修理その他の業務を営む店舗、事業場その他

これらに類する建築物の建築の用に供する目

的で行う開発行為

五十五 市街化調整区域内に存する鉱物資源、觀光

資源その他の資源の有効な利用上必要な建築

修理その他の業務を営む店舗、事業場その他

これらに類する建築物の建築の用に供する目

的で行う開発行為

五十六 市街化調整区域内に存する鉱物資源、觀光

資源その他の資源の有効な利用上必要な建築

修理その他の業務を営む店舗、事業場その他

これらに類する建築物の建築の用に供する目

的で行う開発行為

五十七 市街化調整区域内に存する鉱物資源、觀光

資源その他の資源の有効な利用上必要な建築

修理その他の業務を営む店舗、事業場その他

これらに類する建築物の建築の用に供する目

的で行う開発行為

五十八 市街化調整区域内に存する鉱物資源、觀光

資源その他の資源の有効な利用上必要な建築

修理その他の業務を営む店舗、事業場その他

これらに類する建築物の建築の用に供する目

的で行う開発行為

五十九 市街化調整区域内に存する鉱物

項の政令で定める規模未満の開発行為及び同項各号に掲げる開発行為を除く。)については、当該国の機関又は都道府県等と都道府県知事との協議が成立することをもつて、開発許可があつたものとみなす。

第二十二条の規定は前項の協議を行おうとする国機関又は都道府県等について、第四十一条の規定は都道府県知事が同項の協議を成立させる場合について、第四十七条の規定は同項の協議が成立したときについて準用する。(許可又は不許可の通知)

第三十五条 都道府県知事は、開発許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の处分をしなければならない。

2 前項の処分をするには、文書をもつて当該申請者に通知しなければならない。
(変更の許可等)

第三十五条の二 開発許可を受けた者は、第三十一条第一項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合においては、都道府県知事の許可を受けなければならぬ。

ただし、変更の許可の申請に係るものにあつては同

項の政令で定める規模未満の開発行為若しくは

同項各号に掲げる開発行為に該当するとき、又

は国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

前項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

3 開発許可を受けた者は、第一項ただし書の國土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、国

は国土交通省令で定める軽微な変更をしようする

ものとみなす。

4 第三十一条の規定は変更後の開発行為に関する工事が同条の国土交通省令で定める工事に該当する場合について、第三十二条の規定は開発行為に關係がある公共施設若しくは当該開発行為に係る開発行為に関する事項であつて政令で定めるものの変更をしようとする場合について、

第三十三条、第三十四条、前条及び第四十一条の規定は第一項の規定による許可について、第

三十四条の二の規定は第一項の規定により國又

は都道府県等が同項の許可を受けなければならない

場合について、第四十七条第一項の規定は

第一項の規定による許可及び第三項の規定によ

る届出について準用する。この場合において、

第四十七条第一項中「次に掲げる事項」とある

のは、「変更の許可又は届出の年月日及び第二

号から第六号までに掲げる事項のうち当該變更

に係る事項」と読み替えるものとする。

5 第一項又は第三項の場合における次条、第三

十七条、第三十九条、第四十条、第四十二条か

ら第四十五条まで及び第四十七条第二項の規定

の適用については、第一項の規定による許可又

は第三項の規定による届出に係る変更後の内容

を開発許可の内容とみなす。

6 第二十九条第一項の規定による許可又は届出

の内容

(工事完了の検査)

7 第三十六条 開発許可を受けた者は、当該開発区

域(開発区域を工区に分けたときは、工区)の

全部について当該開発行為に関する工事(当該

開発行為に関する工事のうち公共施設に関する

部分については、当該公共施設に関する工事)

を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なけ

ればならない。

8 第三十七条 開発許可を受けた者は、開発行為に

関する工事を廃止したときは、遅滞なく、国土

交通省令で定めるところにより、その旨を都道

府県知事に届け出なければならない。

9 第三十八条 開発許可を受けた者は、開発行為に

関する工事を廃止したときは、遅滞なく、国土

交通省令で定めるところにより、その旨を都道

府県知事に届け出なければならない。

10 第三十九条 開発許可を受けた開発行為又は開発

行為に関する工事により公共施設が設置された

ときは、その公共施設は、第三十六条第三項の

公告の日の翌日において、その公共施設の存す

る市町村の管理に属するものとする。ただし、

他の法律に基づく管轄者が別にあるとき、又は

第三十二条第二項の協議により管理者について

別段の定めをしたときは、それらの者の管理に

属するものとする。

11 第四十一条 開発許可を受けた開発行為又は開発

行為に関する工事により、従前の公共施設に代え

て新たな公共施設が設置されることとなる場合

においては、従前の公共施設の用に供していた

土地で國又は地方公共団体が所有するものは、

12 第四十二条 何人も、開発許可を受けた開発区域

内においては、第三十六条第三項の公告があつ

た後は、当該開発許可に係る予定建築物等以外

の建築物又は特定工作物を新築し、又は新設

してはならず、また、建築物を改築し、又はその

設の用に供する土地は、その日においてそれぞ

れ国又は當該地方公共団体に帰属するものとす

る。

13 第四十三条 開発許可を受けた開発行為又は開発

行為に関する工事により設置された公共施設の用に供す

る土地は、前項に規定するもの及び開発許可を

受けた者が自ら管理するものを除き、第三十六

条第三項の公告の日の翌日において、前条の規

定により當該公共施設を管理すべき者(その者

が地方自治法第二条第九項第一号に規定する第

一号法定受託事務(以下単に「第一号法定受託

事務」という。)として當該公共施設を管理す

る地方公共団体であるときは、國に帰属する

ものとする。

14 第四十四条 開発許可を受けた開発区域内の土地

においては、前条第三項の公告があるまでの間

(建築制限等)

15 第三十七条 開発許可を受けた開発区域内の土地

においては、前条第三項の公告があるまでの間

(建築制限等)

16 第四十五条 開發許可を受けた開發行為に

關する工事により設置された公共施設の用に供す

る土地について用途地域等が定められているとき

は、この限りでない。

17 第四十六条 開發許可を受けた開發区域内の土地

においては、前条第三項の公告があるまでの間

(建築制限等)

18 第四十七条 開發許可を受けた開發区域内の土地

においては、前条第三項の公告があるまでの間

(建築制限等)

19 第四十八条 開發許可を受けた開發区域内の土地

においては、前条第三項の公告があるまでの間

(建築制限等)

20 第四十九条 開發許可を受けた開發区域内の土地

においては、前条第三項の公告があるまでの間

(建築制限等)

21 第五十条 開發許可を受けた開發区域内の土地

においては、前条第三項の公告があるまでの間

(建築制限等)

22 第五十一条 開發許可を受けた開發区域内の土地

においては、前条第三項の公告があるまでの間

(建築制限等)

23 第五十二条 開發許可を受けた開發区域内の土地

は、この限りでない。

協議が成立することをもつて、前項ただし書の規定による許可があつたものとみなす。

(開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限)

第四十三条 何人も、市街地調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内においては、都道府県知事の許可を受けなければ、第二十九条第一項第二号若しくは第三号に規定する建築物以外の建築物を新築し、又は第一種特定工作物を新設してはならず、また、建築物を改築し、又はその用途を変更して同項第二号若しくは第三号に規定する建築物以外の建築物としてはならない。ただし、次に掲げる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設については、この限りでない。

一 都市計画事業の施行として行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設

二 非常災害のため必要な応急措置として行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設

三 仮設建築物の新築

四 第二十九条第一項第九号に掲げる開発行為

その他の政令で定める開発行為が行われた土地の区域内において行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設

五 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

2 前項の規定による許可の基準は、第三十三条及び第三十四条に規定する開発許可の基準の例に準じて、政令で定める。

3 国又は都道府県等が行う第一項本文の建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設(同項各号に掲げるものを除く)については、当該国機関又は都道府県等と都道府県知事との協議が成立することをもつて、同項の許可があつたものとみなす。

第四十四条 開発許可又は前条第一項の許可を受けた者、開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得した者は、都道府県知事の承認を受けて、当該開発許可を受けたる人があるして、当該許可に基づく地位を承継する。

第四十五条 開発許可を受けた者から当該開発区

者が有して、いた当該開発許可に基づく地位を承継することができる。(開発登録簿)

第四十六条 都道府県知事は、開発登録簿(以下「登録簿」という。)を調製し、保管しなければならない。

第四十七条 都道府県知事は、開発許可をしたときは、当該許可に係る土地について、次に掲げる事項を登録簿に登録しなければならない。

一 開発許可の年月日

二 予定建築物等(用途地域等の区域内の建築物及び第一種特定工作物を除く。)の用途

三 公共施設の種類、位置及び区域

四 前三号に掲げるもののほか、開発許可の内容

五 第四十二条第一項の規定による制限の内容

六 前各号に定めるもののほか、国土交通省令で定める事項

2 都道府県知事は、第三十六条の規定による完了検査を行なった場合において、当該工事が当該開発許可の内容に適合すると認められたときは、

3 第四十二条第二項ただし書若しくは第四十二条第一項ただし書の規定による許可があつたときは、又は同条第二項の協議が成立したときも、前項と同様とする。

4 都道府県知事は、第八十一条第一項の規定により第一項各号に掲げる事項について変動を生じたときは、登録簿に必要な修正を加えなければならない。

5 都道府県知事は、登録簿を常に公衆の閲覧に供するよう保管し、かつ、請求があつたときは、その写しを交付しなければならない。

6 登録簿の調製、閲覧その他登録簿に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(国及び地方公共団体の援助)

第四十八条 国及び地方公共団体は、市街化区域内における良好な市街地の開発を促進するため、市街化区域内において開発許可を受けた者に対する必要な技術上の助言又は資金上その他援助に努めるものとする。

第四十九条 削除
(不服申立て)

第五十条 第二十九条第一項若しくは第二項、第三十五条の二第一項、第四十二条第二項ただし書、第四十二条第一項ただし書若しくは第四十条三条第一項の規定に基づく処分若しくはその不

作為又はこれらの規定に違反した者に対する第十八条第一項の規定に基づく監督処分についての審査請求は、開発審査会に對してするものとする。この場合において、不作為についての審査請求は、開発審査会に代えて、当該不作為に係る都道府県知事に對してすることもできる。

2 開発審査会は、前項前段の規定による審査請求がされた場合には、当該審査請求がされた日(行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日)から二月以内に、裁決をしなければならない。

3 開発審査会は、前項の裁決を行う場合においては、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、あらかじめ、審査請求人、処分をした行政庁その他の関係人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による口頭審理を行わなければならぬ。

2 市町村長は、次に掲げる行為について前項の申請があつた場合にあっては、その許可をしなければならない。

一 土地の形質の変更でその規模が農業の利便の増進及び良好な住居の環境の保護を図る上で支障がないものとして政令で定める規模未満のもの

一 建築物の建築又は工作物の建設でのいづれかに該当するもの

イ 前項の許可を受けて土地の形質の変更が行われた土地の区域内において行う建築物の建築又は工作物の建設

ロ 建築物又は工作物でその敷地の規模が農業の利便の増進及び良好な住居の環境の保護を図る上で支障がないものとして政令で定める規模未満のもの(堆積をした物件の飛散の防止の方法その他の事項に関し政令で定める要件に該当するものに限る。)

二 前項の政令で定める物件の堆積で該当する場合において、当該国機関又は地方公共団体を行なう土地の規模が農業の利便の増進及び良好な住居の環境の保護を図る上で支障がないものとして政令で定める規模未満のもの(堆積をした物件の飛散の防止の方法その他の事項に関し政令で定める要件に該当するものに限る。)

三 不服のある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができる。この場合においては、審査請求をすることができない。

4 第二十九条第一項、第四十二条第一項ただし書又は第四十三条第一項の規定による处分に不書又は第三十五条の二第一項、第四十二条第一項ただし書又は第二十九条第一項若しくは第二項、第三十五条の二第二項までの規定を準用する。

2 行政不服審査法第二十二条の規定は、前項にて審査請求又は再調査の請求をすることができると教示した場合に適用する。

3 第二節の二 田園住居地域内における建築等の規制

第五十二条 田園住居地域内の農地の区域内における第一節の三 市街地開発事業等予定区域の区域内における建築等の規制

第五十二条の二 市街地開発事業等予定区域の区域内において定められた区域内において、土地の形質の変更を行い、又は建築物の建築その他工作物の建設を行おうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。

2 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 非常災害のため必要な応急措置として行う

一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

二 非常災害のため必要な応急措置として行う

三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
2 国が行う行為については、当該国の中関と都道府県知事等との協議が成立することをもつて、前項の規定による許可があつたものとみなす。
3 第一項の規定は、市街地開発事業等予定区域に係る市街地開発事業又は都市施設に関する都市計画についての第二十条第一項の規定による告示があつた後は、当該告示に係る土地の区域内においては、適用しない。
(土地建物等の先買い等)

第五十二条の三 市街地開発事業等予定区域に関する都市計画についての第二十条第一項(第二十一条第二項において準用する場合を含む)の規定による告示があつたときは、施行予定者は

は、すみやかに、国土交通省令で定める事項を公告するとともに、国土交通省令で定めるところにより、当該市街地開発事業等予定区域の区域内の土地又は土地及びこれに定着する建築物その他の工作物(以下「土地建物等」という。)の有償譲渡について、次項から第四項までの規定による制限があることを関係権利者に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定による公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に市街地開発事業等予定区域の区域内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、当該土地建物等、その予定対価の額(予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積もつた額。以下この条において同じ。)及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の国土交通省令で定める事項を書面で施行予定者に届け出なければならない。ただし、当該土地建物等の全部又は一部が文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四条)第四十六条(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものであるときは、この限りでない。

3 前項の規定による届出があつた後三十日以内に施行予定者が届出をした者に対し届出に係る土地建物等を買いたい旨の通知をしたときは、当該土地建物等について、施行予定者と届出した者との間に届出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買が成立したものとみなす。

4 第二項の規定による届出をした者は、前項の期間(その期間内に施行予定者が届出に係る土

地建物等を買い取らない旨の通知をしたときは、その時までの期間)内は、当該土地建物等を譲り渡してはならない。
5 第二十八条第二項及び第三項の規定は、第一項の場合について適用する。
第五十二条の四 市街地開発事業等予定区域に関する都市計画において定められた区域内の土地の所有者は、施行予定者に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該土地を時価で買取るべきことを請求することができる。ただし、当該土地が他人の権利の目的となつているとき、及び当該土地に建築物その他の工作物又は立木に関する法律(明治四十二年法律第二十二号)第一条第一項に規定する立木があるときは、この限りでない。

2 前項の規定により買取るべき土地の価格は、施行予定者と土地の所有者が協議して定める。第二十八条第三項の規定は、この場合について準用する。

3 前条第五項の規定は、第一項の規定により土地を買い取った施行予定者について準用する。第一項の規定は、市街地開発事業等予定区域に係る市街地開発事業又は都市施設に関する都市計画についての第二十条第一項の規定による告示があつた後は、当該告示に係る土地の区域内においては、適用しない。

(損失の補償)

第五十二条の五 市街地開発事業等予定区域に関する都市計画に定められた区域が変更された場合において、その変更により当該市街地開発事業等予定区域の外となつた土地の所有者又は関係人のうちに当該都市計画が定められたことにより損失を受けた者があるときは、施行予定者が、市街地開発事業等予定区域に係る市街地開発事業又は都市施設に関する都市計画が定められなかつたため第十二条の二第五項の規定により市街地開発事業等予定区域に係る都市計画がその効力を失つた場合において、当該市街地開発事業等予定区域の区域内の土地の所有者は関係人のうちに当該都市計画が定められたことにより損失を受けた者があるときは、當該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしなければならない。

2 第五十二条の二第二項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

3 第一項の規定は、第六十五条第一項に規定する告示があつた後は、当該告示に係る土地の区域内においては、適用しない。

(許可の基準)

2 都市計画事業を施行しようとする者その他政令で定める者は、都道府県知事等に対し、前項の規定による土地の指定をすべきこと又は次条第一項の規定による土地の買取りの申出及び第五十七条第二項本文の規定による届出の相手方として定めるべきことを申し出ることができる。

3 都道府県知事等は、前項の規定による土地の買取りの申出及び第五十七条第二項本文の規定による届出の相手方として定めるべきことができる。

4 都道府県知事等は、第一項の規定による土地の指定をすべきことを申し出た者を次条第一項の規定による土地の買取りの申出及び第五十七条第二項本文の規定による届出の相手方として定めるべきことができる。

2 当該建築が、都市計画施設又は市街地開発事業又は都市施設に関する都市計画のうち建築物についての都市計画が定められたことにより、その旨を公告しなければならない。
3 都道府県知事等は、前条第一項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしなければならない。

4 都道府県知事等は、第一項の規定による土地の指定をすべきことを申し出た者を次条第一項の規定による土地の買取りの申出及び第五十七条第二項本文の規定による届出の相手方として定めるべきことができる。

5 第二項の規定による土地の買取りの申出及び第五十七条第二項本文の規定による届出の相手方を定めるときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(土地の買取り)

第五十六条 都道府県知事等（前条第四項の規定により、土地の買取りの申出の相手方として公告された者があるときは、その者）は、事業予定地内の土地の所有者から、同条第一項本文の規定により建築物の建築が許可されないときは、その土地の利用に著しい支障を来すこととなることを理由として、当該土地を買い取るべき旨の申出があつた場合においては、特別の事情がない限り、当該土地を時価で買い取るものとする。

2 前項の規定による申出を受けた者は、遅滞なく、当該土地を買い取る旨又は買い取らない旨を当該土地の所有者に通知しなければならない。

3 前条第四項の規定により土地の買取りの申出の相手方として公告された者は、前項の規定により土地を買い取らない旨の通知をしたとき

は直ちにその旨を都道府県知事等に通知しなければならない。

第五十七条 市街地開発事業に関する都市計画についての第二十条第一項（第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告

示又は市街地開発事業若しくは市街化区域若しくは区城区分が定められていない都市計画区域内の都市計画施設に係る第五十五条第四項の規

の者に該句が記入する第三条第四項の規定による公告があつたときは、都道府県知事等（同項の規定により、次項本文の規定による届出の相手方として公告された者があるときは、

その者。(以下この条において同じ。)は、速やかに、国土交通省令で定める事項を公告するとともに、国土交通省令で定めるところにより、事業予定地内の土地の有償譲渡について、次項から第四項までの規定による制限があることを関係権利者に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定による公告の日の翌日から起算し

て十日を経過した後に事業予定地内の土地を有償で譲り渡そうとする者（土地及びこれに定着する建築物その他の工作物を有償で譲り渡そう

とする者を除く。)は、当該土地、その予定対価の額(予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積った

額。以下この条において同じ。) 及び当該土地

については、第五十二条の三の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「市街地開発事業等予定区域に関する」とあるのは「施設等予定区域に関する」に改めることとする。

備計画が定められている区域に限る。内において、土地の区画形質の変更、建築物の建築その他政令で定める行為を行おうとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定期日その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出な

ればならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

二 非常災害のため必要な応急措置として行う 行為

第三四　國又は地方公共団体が行う行為
都市計画事業の施行として行う行為又はこ
れに準ずる行為として法令で定める行為

れに準する行為として政令で定める行為
五 第二十九条第一項の許可を要する行為その他

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を

変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、国土交

通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

市町村長は、第一項又は前項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る行為が地区計画に適合しないと認めるときは、その

が地区計画に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関する設計の変更その他の必要な措置をとることを

4 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合勧告することができる。

合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、土地に関する権利の処

分についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(建築等の許可)

区域（地図整備計画において第十二条の五第七項第四号に掲げる事項が定められている区域に限る。）内の農地の区域内における第五十二条

第一項本文に規定する行為について、市町村長の許可を受けなければならないこととするこ

2 前項の規定に基づく条例（以下この条において）ができる。

て、「地区計画農地保全条例」という。には、併せて、市町村長が農業の利便の増進と調和した良好な居住環境を確保するために必要がある

と認めるときは、許可に期限その他必要な条件を付することができる旨を定めることができる。

3 地区計画農地保全条例による制限は、当該区

域における土地利用の状況等を考慮し、農業の利便の増進と調和した良好な居住環境を確保するため合理的に必要と認められる限度において行うものとする。

4 地区計画農地保全条例には、第五十二条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定の例により、当該条例に定める制限の適用除外許可基準その他必要な事項を定めなければならない。

(他の法律による建築等の規制)

第五十八条の四 地区計画等の区域内における建築物の建築その他の行為に関する制限について前二条に定めるものほか、別に法律で定める。

第五節 遊休土地転換利用促進地区内における土地利用に関する措置等

2 土地に係る土地所有者等(土地について所有権又は地上権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を有する者をいう。以下同じ。)は、

できる限り速やかに、当該遊休土地転換利用促進地区内の土地の有効かつ適切な利用を図ること等により、当該遊休土地転換利用促進地区に関する都市計画の目的を達成するよう努めなければならない。

2 市町村は、遊休土地転換利用促進地区に

認めるときは、当該遊休土地転換利用促進地区内の土地に係る土地所有者等に対し、当該土地の有効かつ適切な利用の促進に関する事項について指導及び助言を行うものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第五十八条の六 国及び地方公共団体は、遊休土地転換利用促進地区の区域及びその周辺の地域における計画的な土地利用の増進を図るため、地区計画その他の都市計画の決定、土地区画整理の実施等を講ずるよう努めなければならない。

第五十八条の七 市町村長は、遊休土地転換利用促進地区に関する都市計画についての第二十条第一項(第二十一項において準用する場合を含む。)の規定による告示の日の翌日から

起算して二年を経過した後において、当該遊休土地転換利用促進地区内の土地を所有している者のその所有に係る土地(国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第二十八条第一項の規定による通知に係る土地及び国又は地方公共団体若しくは港務局の所有する土地を除く。)が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該土地の所有者(当該土地の全部又は一部について地上権その他の政令で定める使用又は収益を目的とする権利が設定されているときは、当該権利を有している者及び当該土地の所有者)に当該土地が遊休土地である旨を通知するものとする。

一 その土地が千平方メートル以上の一团の土地であること。
二 その土地が千平方メートル以上の一团の土地であること。
三 その土地が住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の用途に供されていないことその他の政令で定める要件に該当するものであること。

二年を経過したものであること。
三 その土地が住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の用途に供されていないことその他の政令で定める要件に該当するものであること。

二 その土地の所有者が当該土地を取得した後三日までの間、その通知を受けた者と当該遊休土地の買取りの協議を行うことができる。この場合において、その通知を受けた者は、正当な理由がなければ、当該遊休土地の買取りの協議を行うことを拒んではならない。

二 前項の規定により協議を行う者として定められた地方公共団体等は、同項の規定による通知があつた日の翌日から起算して六週間を経過するまでの間、その通知を受けた者と当該遊休土地の買取りの協議を行うことを拒んではならない。

二 市町村長は、前項の規定による通知をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

(遊休土地に係る計画の届出)
(勧告等)

第五十八条の八 前条第一項の規定による通知を受けた者は、その通知があつた日の翌日から起算して六週間以内に、国土交通省令で定めるところにより、その通知に係る遊休土地の利用又は処分に関する計画を市町村長に届け出なければならない。

2 市町村は、遊休土地に係る計画の届出

を受けた者は、その通知があつた日の翌日から起算して六週間以内に、国土交通省令で定めるところにより、その通知に係る遊休土地の利用又は処分に関する計画を市町村長に届け出なければならない。

(遊休土地に係る計画の届出)
(勧告等)

第五十八条の九 市町村長は、前条の規定による通知をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事(第一号法定受託事務として施行する場合にあつては、国土交通大臣)の認可を受けて

施行する。

2 都道府県は、市町村が施行することが困難又は不適当な場合その他特別な事情がある場合においては、国土交通大臣の認可を受けて、都市計画事業を施行することができる。

3 国の機関は、国土交通大臣の承認を受けて、國の利害に重大な関係を有する都市計画事業を施行することができる。

勧告を受けた者に対し、その勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。(遊休土地の買取りの協議)

第五十八条の十 市町村長は、前条第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わないとときは、その勧告を受ける者に係る遊休土地の買取りを希望する地方公共団体、土地開発公社その他の政令で定める法人(以下この節において「地方公共団体等」という。)のうちから買取りの協議を行う者を定め、買取の目的を示して、その者が買取りの協議を行いう旨をその勧告を受けた者に通知するものとする。

2 前項の規定により協議を行う者として定められた地方公共団体等は、同項の規定による通知があつた日の翌日から起算して六週間を経過するまでの間、その通知を受けた者と当該遊休土地の買取りの協議を行うことができる。この場合において、その通知を受けた者は、正当な理由がなければ、当該遊休土地の買取りの協議を行うことを拒んではならない。

2 前項の規定により協議を行う者として定められた地方公共団体等は、同項の規定による通知があつた日の翌日から起算して六週間を経過するまでの間、その通知を受けた者と当該遊休土地の買取りの協議を行うことができる。この場合において、その通知を受けた者は、正当な理由がなければ、当該遊休土地の買取りの協議を行うことを拒んではならない。

2 前項の規定により遊休土地を買入する場合には、地価公示法(昭和四十四年法律第四十九号)第六条の規定による公示価格を規準として算定した価格(当該土地が同法第一条第一項の公示区域以外の区域内に所在するときは、近傍類地の取引価格等を考慮して算定した当該土地の相当な価格)をもつてその価格としなければならない。(買取りに係る遊休土地の利用)

第五十八条の十一 地方公共団体等は、前条の規定により遊休土地を買入する場合には、地価公示法(昭和四十四年法律第四十九号)第六条の規定による公示価格を規準として算定した価格(当該土地が同法第一条第一項の公示区域以外の区域内に所在するときは、近傍類地の取引価格等を考慮して算定した当該土地の相当な価格)をもつてその価格としなければならない。

2 施行予定者が定められている都市計画に係る都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業は、その定められてはいる者でなければ、施行することができない。

2 前項の認可又は承認の申請者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

一 施行者の名称
二 都市計画事業の種類
三 事業計画

2 前項第三号の事業計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 収用又は使用の別を明らかにした事業地(都市計画事業を施行する土地をいう。以下同じ。)

2 都市計画事業は、市町村が、都道府県知事(第一号法定受託事務として施行する場合にあつては、国土交通大臣)の認可を受けて

施行する。

2 都道府県は、市町村が施行することが困難又は不適当な場合その他特別な事情がある場合においては、国土交通大臣の認可を受けて、都市計画事業を施行することができる。

3 国の機関は、国土交通大臣の承認を受けて、國の利害に重大な関係を有する都市計画事業を施行することができる。

4 国の機関、都道府県及び市町村以外の者は、事業の施行に関して行政機関の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においてこれらを受ける場合においては、都道府県知事の認可を受け、都市計画事業を施行することができる。

5 都道府県知事は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の長の意見をきかなければならぬ。
6 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項から第四項までの規定による認可又は承認をしようとする場合において、当該都市計画事業が、用排水施設その他農用地の保全若しくは利用上必要な公共の用に供する施設を廃止し、若しくは変更するものであるとき、又はこれらの施設の管轄、新設若しくは改良に係る土地改良事業計画に影響を及ぼすおそれがあるものであるときは、当該都市計画事業について、当該施設を管理する者又は当該土地改良事業計画による事業を行う者の意見をきかなければならない。ただし、政令で定める軽易なものについては、この限りでない。

7 施行予定者が定められている都市計画に係る都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業は、その定められてはいる者でなければ、施行することができない。

2 前項の認可又は承認の申請者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

一 施行者の名称
二 都市計画事業の種類
三 事業計画

2 前項第三号の事業計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 収用又は使用の別を明らかにした事業地(都市計画事業を施行する土地をいう。以下同じ。)

2 都市計画事業は、市町村が、都道府県知事(第一号法定受託事務として施行する場合にあつては、国土交通大臣)の認可を受けて

施行する。

2 都道府県は、市町村が施行することが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合においては、国土交通大臣の認可を受けて、都市計画事業を施行することができる。

3 国の機関は、国土交通大臣の承認を受けて、國の利害に重大な関係を有する都市計画事業を施行することができる。

四 資金計画書
事業の施行に関する行政機関の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分があつたことを証明する書類又は当該行政機関の意見見書き

五 その他国土交通省令で定める図書
第十四条第二項の規定は、第二項第一号及び前項第一号の事業地の表示について準用する。(認可又は承認の申請の義務等)

第六十条の二 施行予定者は、当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画についての第二十条第一項の規定による告示(施行予定者が定められない都市計画がその変更により施行予定者が定められているものとなつた場合にあつては、当該都市計画についての第二十一条第二項において準用する第二十条第一項の規定による告示)の日から起算して二年以内に、当該都市計画施設の整備に関する事業又は市街地開発事業について第五十九条の認可又は承認の申請をしなければならない。

2 前項の期間内に同項の認可又は承認の申請がされなかつた場合には、国土交通大臣又は都道府県知事は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。(損失の補償)

第六十条の三 前条第二項の規定による公告があつた場合において、当該都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施工区域内の土地の所有者は、関係人のうちに当該都市計画が定められたことにより損失を受けた者があるときは、当該施行予定者は、その損失を補償しなければならない。

2 第五十二条の五第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(認可等の基準)
第六十一条 国土交通大臣又は都道府県知事は、申請手続が法令に違反せず、かつ、申請に係る事業が次の各号に該当するときは、第五十九条の認可又は承認をすることができる。
一 事業の内容が都市計画に適合し、かつ、事業施行期間が適切であること。
二 事業の施行に関して行政機関の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分があつたこと又はこれらの処分がされることが確実であること。(都市計画事業の認可等の告示)

第六十二条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第五十九条の認可又は承認をしたときは、遅滞(市町村長に、第六十条第三項第一号及び二号に掲げる図書の写しを送付しなければならない。)

なく、国土交通省令で定めるところにより、施行者の名称、都市計画事業の種類、事業施行期間及び事業地を告示し、かつ、国土交通大臣にあつては関係都道府県知事及び関係市町村長に、都道府県知事にあつては国土交通大臣及び

関係市町村長に、第六十条第三項第一号及び二号に掲げる図書の写しを送付しなければならない。

市町村長は、前項の告示に係る事業施行期間の終了の日又は第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十条の二の規定により準用される同法第三十条第二項の通知を受ける日まで、国土交通省令で定めるところにより、前項の図書の写しを当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

(事業計画の変更)

第六十三条 第六十条第一項第三号の事業計画を変更しようとする者は、国機関にあつては国土交通大臣の承認を、都道府県及び第一号法定受託事務として施工する市町村にあつては国土交通大臣の認可を、その他の者にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。ただし、設計の概要について国土交通省令で定めるところにより、事業地内の土地建物等の有償譲渡について、次条の規定による制限があることを関係権利者に周知させるため必要な措置を講じ、かつ、自己が施工する都市計画事業の概要について、事業地及びその附近地の住民に説明し、これらの者から意見を聴取する等の措置を講ずることにより、事業の施行についてこれらの者の協力が得られるよう努めなければならない。

(土地建物等の先買い)

2 第五十九条第六項、第六十条及び前二条の規定は、前項の認可又は承認について準用する。(認可に基づく地位の承継)

第六十四条 第五十九条第四項の認可に基づく地位は、相続その他の一般承継による場合のほか、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けて承継することができる。

2 第五十二条の五第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(建築等の制限)
第六十五条 第六十二条第一項の規定による告示(建築等の制限)

それがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築その他工作物の建設を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。

第六十八条 事業地内の土地で、次条の規定により適用される土地収用法第三十二条の規定により、り收用の手続が保留されているものの所有者は、施行者に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該土地を時価で買い取るべきことを請求することができる。ただし、当該土地が他人の権利の目的となつているとき、及び当該土地に建築物その他の工作物又は立木に関する限りでは、この限りではない。

(土地の買取請求)

2 都道府県知事等は、前項の許可の申請があつた場合において、その許可を与えようとするときは、あらかじめ、施行者の意見を聴かなければならない。

3 第五十二条の二第二項の規定は、第一項の規定による許可について準用する。

(事業の施行について周知させるための措置)

第六十六条 前条第一項に規定する告示があつたときは、施行者は、すみやかに、国土交通省令で定める事項を公告するとともに、国土交通省令で定めるところにより、事業地内の土地建物等の有償譲渡について、次条の規定による制限があることを関係権利者に周知させるため必要な措置を講じ、かつ、自己が施工する都市計画事業の概要について、事業地及びその附近地の住民に説明し、これらの者から意見を聴取する等の措置を講ずることにより、事業の施行についてこれらの者の協力が得られるよう努めなければならない。

(土地建物等の先買い)

2 第五十九条第六項、第六十条及び前二条の規定は、前項の場合について準用する。(都市計画事業のための土地等の収用又は使用)

第六十九条 都市計画事業については、これを土地収用法第三条各号の一に規定する事業に該当するものとみなし、同法の規定を適用する。

2 前項の規定により買い取るべき土地の価額は、施行者と土地の所有者とが協議して定められる。

3 第二十八条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(都市計画事業のための土地等の収用又は使用)

第六十九条 第二十条(同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定は行なわず、第五十九条の規定による認可又は承認をもつてこれに代えるものとし、第六十二条第一項の規定による告示をもつて同法第二十一条第一項(同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定をもつてこれに代えるものとし、第六十二条第一項とあるのは、「第六十三条第二項において準用する第六十二条第一項」とする。

第七十条 都市計画事業については、土地収用法第二十条(同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定の告示とみなす。

2 事業計画を変更して新たに事業地に編入した土地については、前項中「第五十九条」とあるのは、「第六十三条第一項」と、「第六十二条第一項」とあるのは、「第六十三条第二項において準用する第六十二条第一項」とする。

第七十一条 都市計画事業について、土地収用法第二十九条及び第三十四条の六(同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定により事業の認定が効力を失うべき理由に該当する理由があるときは、前条第一項の規定にかかわらず、その理由の生じた時に同法第二十六条第一項(同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。)

取らない旨の通知をしたときは、その時までの期間内は、当該土地建物等を譲り渡してはならない。

第六十八条 事業地内の土地で、次条の規定により適用される土地収用法第三十二条の規定により、り收用の手續が保留されているものの所有者は、施行者に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該土地を時価で買い取るべきことを請求することができる。ただし、当該土地が他人の権利の目的となつているとき、及び当該土地に建築物その他の工作物又は立木に関する限りでは、この限りではない。

(土地の買取請求)

2 都道府県知事等は、前項の許可の申請があつた場合において、その許可を与えようとするときは、あらかじめ、施行者の意見を聴かなければならない。

3 第五十二条の二第二項の規定は、第一項の規定による許可について準用する。

(事業の施行について周知させるための措置)

第六十六条 前条第一項に規定する告示があつたときは、施行者は、すみやかに、国土交通省令で定める事項を公告するとともに、国土交通省令で定めるところにより、事業地内の土地建物等の有償譲渡について、次条の規定による制限があることを関係権利者に周知させるため必要な措置を講じ、かつ、自己が施工する都市計画事業の概要について、事業地及びその附近地の住民に説明し、これらの者から意見を聴取する等の措置を講ずることにより、事業の施行についてこれらの者の協力が得られるよう努めなければならない。

(土地建物等の先買い)

2 第五十九条第六項、第六十条及び前二条の規定は、前項の場合について準用する。

(都市計画事業のための土地等の収用又は使用)

第六十九条 第二十条(同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定は行なわず、第五十九条の規定による認可又は承認をもつてこれに代えるものとし、第六十二条第一項の規定による告示をもつて同法第二十一条第一項(同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定をもつてこれに代えるものとし、第六十二条第一項とあるのは、「第六十三条第二項において準用する第六十二条第一項」とする。

第七十条 都市計画事業については、土地収用法第二十条(同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定の告示とみなす。

2 事業計画を変更して新たに事業地に編入した土地については、前項中「第五十九条」とあるのは、「第六十三条第一項」と、「第六十二条第一項」とあるのは、「第六十三条第二項において準用する第六十二条第一項」とする。

第七十一条 都市計画事業について、土地収用法第二十九条及び第三十四条の六(同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定により事業の認定が効力を失うべき理由に該当する理由があるときは、前条第一項の規定にかかわらず、その理由の生じた時に同法第二十六条第一項(同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。)

む。)の規定による事業の認定の告示があつたものとみなして、同法第八条第三項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十九条第一項、第四十六条の二第一項、第七十一条(これを準用し、又はその例による場合を含む。)及び第八十九条第一項(同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

二 土地収用法第三十四条及び第一百条第二項後段に定める期間の終期は、第六十二条第一項

2 権利取得裁決があつた後、第六十二条第一項(第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による告示に係る事業施行期間の経過の時とする。

三 土地収用法第三十四条の四第二項中「第二十六条の二(第二項の図面」とあるのは、「都市計画法第六十二条第二項(第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の図書」とする。

四 土地収用法第九十二条第一項中「第二十九条若しくは第三十四条の六の規定によつて事業の認定が失効し」とあるのは、「第三十九条第一項の規定による収用又は使用的裁決の申請の期限を徒過し」とする。

五 土地収用法第八百三十九条の四中「この法律」とあるのは、「都市計画法第六十九条の規定により適用されるこの法律」と、「第十七条第一項各号に掲げる事業又は第二十七条第二項若しくは第四項の規定により国土交通大臣の事業の認定を受けた事業」とあるのは、「第三項の規定による国土交通大臣の承認を受けた都市計画事業」と、「第十七条第二項に規定する事業(第二十七条第二項又は第四項の規定により国土交通大臣の事業の認定を受けた事業を除く。)」とあるのは、「都市計画法第五十九条第一項又は第四項の規定による都道府県知事の認可を受けた都市計画事業」と、同条第一号中「第二十五条第二項、第二十八条の三第一項」とあるのは、「第二十五条第二項」とする。

六 第十四条第二項の規定は、前項の規定による事業地の範囲の表示について準用する。

三 國土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の申立てがあつたときは、第六十二条第一項(第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による告示の際、あわせて、事業の認可又は承認後の収用又は使用の手続が保留される旨及び手続が保留される事業地の範囲を告示しなければならない。

四 第十四条第二項の規定は、前項の規定による事業地の範囲を表示しなければならない。

五 都市施設等整備協定に違反した場合の措置を規定するものに限る。)の整備に係るものに限る。)の整備を行つと見込まれる者(第七十条第五条の四において「施設整備予定者」という。)を作成しようとする場合において、当該都市計画に係る都市施設等の円滑かつ確実な整備を行うため特に必要があると認めるときは、当該都市施設等の整備を行うと見込まれる者(第七十条第五条の四において「施設整備予定者」という。)を締結することができる。

六 都市施設等整備協定の目的となる都市施設等(以下「都市施設等整備協定」という。)を締結することができる。

七 都市施設等整備協定の目的となる都市施設等(以下この項において「協定都市施設等」という。)

一 都市施設等整備協定の目的となる都市施設等

2 前項の規定による同意を得た事項が定められ

た都市施設等整備協定が第七十五条の二第二項

3 協定都市施設等の整備の実施時期

4 次に掲げる事項のうち必要なもの

5 都市施設等整備協定の用途の変更の制限その他の協定都市施設等の存置のための行為の制限に関する事項

6 その他協定都市施設等の整備に関する事項

7 2 前項の場合において、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、国が負担させるものにあつては政令で、都道府県又は市町村が負担させるものにあつては当該都道府

県又は市町村の条例で定める。

8 2 前項の規定による受益者負担金(以下この

条において「負担金」という。)を納付しない者があるときは、国、都道府県又は市町村(以下この条において「国等」という。)は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

9 2 前項の場合においては、国等は、政令(都道府県又は市町村にあつては、条例)で定めると

ころにより、年十四・五バーセントの割合を乗じて計算した額をこえない範囲内の延滞金を徴収することができる。

10 2 第三項の規定による督促を受けた者がその指

定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、国等は、国税滞納処分の

例により、前二項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負

担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び

地方税に次ぐものとする。

11 2 延滞金は、負担金に先づるものとする。

12 2 負担金及び延滞金を徴収する権利は、これら

を行使することができる時から五年間行使しないときは、時効により消滅する。

13 2 第五章 都市施設等整備協定

(都市施設等整備協定の締結等)

14 2 第七十五条の二 都道府県又は市町村は、都市計

画(都市施設、地区施設その他の国土交通省令

で定める施設(以下この項において「都市施設

等」という。)の整備に係るものに限る。)の案

を作成しようとする場合において、当該都市計

画に係る都市施設等の円滑かつ確実な整備を図

るため特に必要があると認めるときは、当該都

市施設等の整備を行つと見込まれる者(第七十

条第五条において「施設整備予定者」という。)

15 2 第七十五条の四 都道府県又は市町村は、都市施

設等整備協定に第七十五条の二第一項第四号イ

に掲げる事項として施設整備予定者が行つ開発

行為(第二十九条第一項各号に掲げるものを除

き、第三十二条第一項の同意又は同条第二項の

規定による協議を要する場合にあつては、当該

同意が得られ、又は当該協議が行われているも

のに限る。)に関する事項を定めようとすると

きは、国土交通省令で定めるところにより、あ

らくじめ、第二十九条第一項の許可の権限を有

する者に協議し、その同意を得ることができ

る。

16 2 第七十五条 国都道府県又は市町村は、都市計

画事業によつて著しく利益を受ける者があると

する。(受益者負担金)

17 2 第七十五条 國都道府県又は市町村は、都市計

画事業によつて著しく利益を受ける者があると

する。

18 2 土地収用法第三十四条及び第一百条第二項後

段に定める期間の終期は、第六十二条第一項

の規定により公告されたときは、当該公告の日に当該事項に係る施設整備予定者に対する第二十九条第一項の許可があつたものとみなす。

第六章 都市計画協力団体

(都市計画協力団体の指定) 市町村長は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができる人と認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、都市計画協力団体として指定することができる。

2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該都市計画協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 都市計画協力団体は、その名称住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならぬ。

4 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

5 都市計画協力団体は、当該市町村の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。

一 当該市町村がする都市計画の決定又は変更に関する、住民の土地利用に関する意向その他の事情の把握、都市計画の案の内容となるべき事項の周知その他の協力をを行うこと。

二 土地所有者等に対し、土地利用の方針に関する提案、土地利用の方法に関する知識を有する者の派遣その他の土地の有効かつ適切な利用を図るために必要な援助を行うこと。

三 都市計画に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

四 都市計画に関する調査研究を行うこと。

五 都市計画に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(監督等)

第七十五条の七 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、都市計画協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができ。 市町村長は、都市計画協力団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認められるとき、その業務に關し報告をさせること。

認めるときは、当該都市計画協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 市町村長は、都市計画協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第五章 都市計画協力団体による都市計画の決定等の提案

都市計画協力団体は、市町村に對し、第七十五条の六各号に掲げる業務の実施を通じて得られた見に基づき、当該市町村の区域内の一定の地区における当該地区的特性に応じたまちづくりの推進を図るために必要な都市計画の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る都市計画の素案を添えなければならない。

2 第二十二条の二第四項及び第二十二条の三から第二十二条の五までの規定は、前項の規定による提案について準用する。

(都市計画協力団体の市町村による援助への協力)

都市計画協力団体は、市町村から都市再生特別措置法第百九条の十四第二項の規定による協力の要請を受けたときは、当該要請に応じ、低未利用土地(同法第四十六条第二十一条に規定する低未利用土地をいう。)の利用の方法に関する提案又はその方法に関する知識を有する者の派遣に協力するものとする。

2 第二十二条の二第四項及び第二十二条の三から第二十二条の五までの規定は、前項の規定による提案について準用する。

(都市計画協力団体の市町村による援助への協力)

都市計画協力団体は、市町村から社会資本整備審議会の調査審議等及び都道府県都市計画審議会等の調査審議する。

第七十六条 社会資本整備審議会は、国土交通大臣の諮問に応じ、都市計画に関する重要事項を

諮詢に応じ都市計画に関する事項を調査審議せること、都道府県に、都道府県都市計画審議会を置く。

2 都道府県都市計画審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。

3 市町村は、都道府県の条例で定める事項について、関係行政機関に建議することができる。

(市町村都市計画審議会)

市町村都市計画審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。

2 市町村都市計画審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。

3 市町村都市計画審議会の組織及び運営に関する事項は、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で定める事項について、関係行政機関に建議することができる。

(開発審査会)

第五章 第五十条第一項前段に規定する審査請求に対する裁決その他のこの法律によりその権限に属させられた事項を行わせるため、都道府県及び指定都市等に、開発審査会を置くことができる。

2 市町村都市計画審議会は、委員五人以上をもつて組織する。

3 委員は、法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生又は行政に関し優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県知事又は指定都市等の長が任命する。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

一 破産者で復権を得ない者

二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終まるまで又はその執行を受けることがなくななるまでの者

(監督等)

第八十一条 国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、次の各号のいずれかに該当する者に對して、都市計画上必要な限度において、この法律の規定によつてした許可、認可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物若しくは物件(以下この条において「工作物等」という。)の改築、移転若しくは除却その他の違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

一 この法律若しくはこれらの規定に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく处分に違

二 反した者又は当該違反の事実を知つて、当該違反に係る土地若しくは工作物等を譲り受け、若しくは賃貸借その他により当該違反に係る土地若しくは工作物等を使用する権利を取得した者

三 この法律の規定による許可、認可又は承認に付した条件に違反している者

四 詐欺その他不正な手段により、この法律の規定による許可、認可又は承認を受けた者

2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ぜべき者を確知することができないときは、国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相 当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

3 国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

4 前項の標識は、第一項の規定による命令に係る土地又は工作物等若しくは工作物等の敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による命令に係る土地又は工作物等若しくは工作物等の敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

(立入検査)

第八十二条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長又はその命じた者若しくは委任した者は、前項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
（国の補助）

第八十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、重要な都市計画又は都市計画事業に要する費用の一部を補助することができる。

（土地基金）

第八十四条 都道府県又は市は、第五十六条及び第五十七条の規定による土地の買取りを行うほか、都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内の土地、都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）第一条第一項各号に掲げる土地その他政令で定める土地の買取りを行うため、地方自治法第二百四十五条の基金として、土地基金を設けることができる。

2 国は、前項の規定による土地基金の財源を確保するため、都道府県又は市に対し、必要な資金融通又はあつせんその他の援助に努めるものとする。

（税制上の措置等）

第八十五条 国又は地方公共団体は、都市計画の適切な遂行を図るため、市街化区域内の土地について、その有効な利用の促進及びその投機的取引の抑制に関し、税制上の措置その他の適切な措置を講ずるものとする。

（国土交通大臣の委任）

第八十六条の二 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

（都道府県知事の権限の委任）

第八十七条 國土交通大臣又は都道府県は、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び次条において單に「指定都市」

市計画を決定し、又は変更しようとするときは、当該指定都市の長と協議するものとする。

第八十七条の二 指定都市の区域においては、第十五条第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる都市計画（同項第一号に掲げる都市計画にあっては、一の指定都市の区域の内外にわたり、指定されている都市計画区域に係るもの）を除き、同項第五号に掲げる都市計画にあっては、その指定都市の区域を超えて特に広域の見地から決定すべき都市施設として政令で定めるものに限る。但し、同項第五号に掲げる都市計画にあっては、同項各号に掲げる都市計画にあっては、一の指定都市の区域の内外にわたり、指定されている都市計画区域に係るもの）を除き、同項第五号に掲げる都市計画にあっては、その指定都市の区域を超えて特に広域の見地から決定すべき都市施設として政令で定めるものに限る。但し、同項第五号に掲げる都市計画にあっては、同項各号に掲げる都市計画にあっては、一の指定都市の区域の内外にわたり、指定されている都市計画区域に係るもの）を除き、「指定都市が定める」とする。

3 指定都市（その区域の内外にわたり都市計画及び第七条の二第二項の規定の適用については、これらの規定中「定められる」とあるのは、「指定都市が定める」とする。）

4 指定都市が第一項の規定により第十八条第三項における第十九条第三項（第二十一条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、第十九条第三項中「都道府県知事に協議しなければ」とあるのは、「国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければ」とし、同条第四項及び第五項の規定は、適用しない。

5 国土交通大臣は、国の利害との調整を図る観点から、前項の規定により読み替えて適用される第十九条第三項の協議を行うものとする。

6 第四項の規定により読み替えて適用される第十九条第三項の規定により指定都市が国土交通大臣に協議しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の意見を聞き、協議書にその意見を添えて行わなければならない。

7 都道府県知事は、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る観点又は都道府県が定め、若しくは定めようとする都市計画との適合を図る観点から、前項の意見の申出を行ふものとする。

8 都道府県知事は、第六項の意見の申出を行ふに当たり必要があると認めるときは、関係市町村に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

9 指定都市が、二以上の都府県の区域にわたる場合においては、前三項の規定は、適用しない。

10 指定都市に対する第七十七条の第二項の規定の適用については、同項中「都道府県」とあるのは、「都道府県若しくは指定都市」とする。

11 指定都市に対する第七十七条の第一項の規定の適用については、同項中「置くことができない」とあるのは、「置く」とする。

(都の特例)

第八十七条の三 特別区の存する区域においては、第十五条の規定により市町村が定めるべき都市計画のうち政令で定めるものは、都が定める。

2 前項の規定により都が定める都市計画に係る第二章第二節(第二十六条第一項及び第三項並びに第二十七条第二項を除く。)の規定による市町村の事務は、都が処理する。この場合においては、これらの規定中市町村に関する規定は、都に関する規定として都に適用があるものとする。

(事務の区分)

第八十七条の四 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、第一号法定受託事務とする。

一 第二十条第二項(国土交通大臣から送付を受けた図書の写しを公衆の縦覧に供する事務に係る部分に限り、第二十一条第二項において準用する場合を含む。第三号において同じ。)、第二十二条第二項、第二十四条第一項前段及び第五項並びに第六十五条第一項(国土交通大臣が第五十九条第一項若しくは第二项の認可又は同条第三項の承認をした都市計画事業について許可をする事務に係る部分に限り。次号において同じ。)の規定により都道府県が処理することとされている事務

二 第六十十五条第一項の規定により市が処理することとされている事務

三 第二十条第二項及び第六十二条第二項(国土交通大臣から送付を受けた図書の写しを公衆の縦覧に供する事務に係る部分に限り、第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定により市町村が処理することとされている事務

四 書の写しを公衆の縦覧に供する事務に係る部

分に限り、第二十一条第二項において準用する場合を含む。)及び第六十二条第二項(都道府県知事から送付を受けた図書の写しを公衆の縦覧に供する事務に係る部分に限り、第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

(政令への委任)

第八十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(経過措置)

第八十九条の二 この法律の規定に基づき政令又は国土交通省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は国土交通省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第九章 刑罰

第八十九条 第五十九条第四項の規定により認可を受けて都市計画事業を施行する者(以下「特別施行者」という。)又は特別施行者である法人の役員若しくは職員が、当該都市計画事業に係る職務に関し、賄賂を收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の拘禁刑に処する。よって不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、七年以下の拘禁刑に処する。

2 特別施行者又は特別施行者である法人の役員若しくは職員であつた者が、その在職中に請託を受けて当該都市計画事業に係る職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことにつき賄賂を收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の拘禁刑に処する。

3 特別施行者又は特別施行者である法人の役員若しくは職員が、当該都市計画事業に係る職務に関し、請託を受けて第三者に賄賂を供与させ、又はその供与を約束したときは、三年以下の拘禁刑に処する。

4 犯人又は情を知つた第三者の收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第九十条 前条第一項から第三項までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第九十一条 第八十二条第一項の規定による立入検査を妨げた者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第五十八条の二第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせしめず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

二 第八十条第一項の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

2 前項に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置その他の事項については、別に法律で定める。

第九十三条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第五十八条の二第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせしめず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

二 第八十条第一項の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

三 第五十二条第一項又は第四十三条第一項の規定に違反して、建築物の用途を変更した者を建設した者

四 第三十七条又は第四十二条第一項の規定に違反して、建築物を建築し、又は特定工作物を建築した者

五 第四十二条第一項又は第四十三条第一項の規定に違反して、建築物の用途を変更した者を建設した者

六 第四十二条第一項又は第四十三条第一項の規定に違反して、建築物の建築その他工作物を建築した者

七 第四十三条第一項の規定に違反して、建築物を建築し、又は第一種特定工作物を建設した者

八 第五十二条第一項の規定に違反して、土地の形質の変更、建築物の建築その他工作物の建設又は同項の政令で定める物件の堆積を行つた者

九 第五十八条の八の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一〇 第五十八条の九第二項の規定に違反して、報告をせしめず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

第九十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して第九十一条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の罰金刑を科する。

第九十五条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第五十二条の三第二項(第五十七条の四において準用する場合を含む。)、第五十七条第三項又は第六十七条第一項の規定に違反して、届出をせしめた者は、二十万円以下の過料に処する。

二 第五十二条の三第二項(第五十七条の四において準用する場合を含む。)、第五十七条第三項又は第六十七条第一項の届出について、虚偽の届出をした者

三 第五十二条の三第二項(第五十七条の四において準用する場合を含む。)、第五十七条第三項又は第六十七条第三項の規定に違反して、届出をせしめた者

四 第三十七条又は第四十二条第一項の規定に違反して、建築物を建築し、又は特定工作物を建設した者

五 第四十二条第一項又は第四十三条第一項の規定に違反して、建築物の用途を変更した者を建設した者

六 第四十二条第一項又は第四十三条第一項の規定に違反して、建築物の建築その他工作物を建築した者

七 第四十三条第一項の規定に違反して、建築物を建築し、又は第一種特定工作物を建設した者

八 第五十二条第一項の規定に違反して、土地の形質の変更、建築物の建築その他工作物の建設又は同項の政令で定める物件の堆積を行つた者

九 第五十八条の八の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一〇 第五十八条の九第二項の規定に違反して、報告をせしめず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

第九十六条 第三十五条の二第三項又は第三十八条の規定に違反して、届出をせしめず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

第九十七条 第五十八条の三第一項の規定に基づく条例には、これに違反した者に対し、五十万円以下の罰金を科する規定を設けることができる。

附 則

1 (施行期日)

2 (都市計画法等の廃止)

1 この法律は、公布の日から施行する。
(施行期日)

第一条 この法律は、都市計画法の施行の日から施行する。

附 則 (昭和四五年四月一日法律第一〇九号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
(農地法等の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第五十五条、第八条、第二十一条及び第二十二条の規定による改正後の次に掲げる法律の規定は、施行日以後に発せられる督促状によりその計算の基礎となる滞納額の納付期限が指定されるこれらの規定に規定する延滞金の額の計算について適用し、施行日前に発せられた当該督促状に係る延滞金の額の計算については、なお二項又は第六十七条第一項の届出について、虚偽の届出をした者

二 第五十二条の三第二項(第五十七条の四において準用する場合を含む。)、第五十七条第三項又は第六十七条第三項の規定に違反して、届出をせしめた者

三 第五十二条の三第二項(第五十七条の四において準用する場合を含む。)、第五十七条第三項又は第六十七条第三項の規定に違反して、届出をせしめた者

四 第三十七条又は第四十二条第一項の規定に違反して、建築物を建築し、又は特定工作物を建設した者

五 第四十二条第一項又は第四十三条第一項の規定に違反して、建築物の用途を変更した者を建設した者

六 第四十二条第一項又は第四十三条第一項の規定に違反して、建築物の建築その他工作物を建築した者

七 第四十三条第一項の規定に違反して、建築物を建築し、又は第一種特定工作物を建設した者

八 第五十二条第一項の規定に違反して、土地の形質の変更、建築物の建築その他工作物の建設又は同項の政令で定める物件の堆積を行つた者

九 第五十八条の八の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一〇 第五十八条の九第二項の規定に違反して、報告をせしめず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(施行期日)

附 則 (昭和四五年六月一日法律第一〇九号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して一年を経過する。この法律の施行の際現に附則第十三項の規定による改正前の都市計画法(以下「改正前の都市計画法」という。)第八条第一項第一号に規定する用途地域が定められている都市計画に係る都市計画区域について、建設大臣、都道府県知事又は市町村が附則第十三項の規定による改正後の都市計画法(以下「改正後の都市計画法」という。)第二章の規定により行なう用途地域に關する都市計画の決定及びその告示は、この法律の施行の日から起算して三年以内にしなければならない。

16 改正前の都市計画法の規定による都市計画区域でこの法律の施行に存するもの内の建築物建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分については、この法律の施行の日か

ら起算して三年を経過する日（その日前に改正後の都市計画法第二章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、同法第二十条第一項（同法第二十二条第一項において読み替える場合を含む。）の規定による告示があつた日。次項において同じ。）までの間は、この法律による改正後の建築基準法第二条第二十一号、第三条第三项第二号、第四十八条から第五十条まで、第三项第二号、第四十八条から第五十条まで、第五十二条から第五十七条まで、第八十六条（同法第五十二条第一項から第三项まで、第五十三条第一条第一号、第五十四条、第五十五条第一条及び第五十六条第一項から第三项までの規定に関する部分に限る。）、第八十六条の二（同法第四十八条第一項から第八项まで及び第五十二条第一条第一項から第八项まで及び第五十二条第一条の規定に関する部分に限る。）、第八十七条（同法第四十八条第一項から第八项までの規定並びに同法第四十九条及び第五十条の規定に基づく条例の規定の適用に関する部分に関する。）、第九十九条第一項（同法第四十九条第一項から第八项まで、第五十二条第一項、第五十三条第一項、第五十四条第一項、第五十五条第一項及び第五十六条第一項の規定に関する部分に関する。）及び第一百二条（同法第四十九条第一項及び第五十条（同法第八十七条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく条例に関する部分に限る。）の規定は、適用せず、この法律による改正前の建築基準法第二条第二十一号、第三条第三项第一号、第五十五条第二号、第五十六条第二号、第五十七条（同法第五十六条第五十八条及び第五十九条の二、第八十六条（同法第五十六条第五十八条及び第五十九条の二第一項の規定に関する部分に限る。）、第八十七条（同法第四十九条及び第五十条の規定に関する部分に限る。））、第八十八条（同法第五十二条及び第五十三条の規定並びに同法第五十二条及び第五十三条第一項から第四项まで、第五十条、第五十五条第一项、第五十六条、第五十七条第一項、第五十八条第一項並びに第五十九条の二第一項及び第四項の規定に関する部分に限る。）及び第一百二条（同法第五十二条第一項及び第五十三条（同法第八十七条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく条例に関する部分に関する。）

の規定は、なおその効力を有する。

る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

（土地調整委員会又は中央公害審査委員会がした処分等に関する経過措置）

第十六条 この法律の施行前にこの法律による改正前の法律の施行前にこの法律による改

正前の法律の規定により土地調整委員会又は中

央公害審査委員会がした処分その他の行為は、

政令で別段の定めをするものを除き、この法律

又はこの法律による改正後の法律の相当規定に

より、公害等調整委員会がした処分その他の行

為とみなす。

この法律の施行際にこの法律による改正前の法律の規定によりなお従前の例によることのないものとされる住宅地造成事業に関する法律（昭和三十九年法律第六十号）第八条第一項第二号中「工業地域」とあるのは、「工業地域又は工業専用地域」とする。ただし、この法律の施行の際現に改正前の都市計画法第二章の規定による都市計

画において定められている工業地域に関する

規定は、前項に規定する日までの間は、この限りでない。

第十九条 この法律に関する経過措置

（罰則に関する経過措置）

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則第十六項に規定する都市計画区域内の建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分

について、同項に規定する日までの間にした行為に対する同日後における罰則の適用についても、同様とする。

（施行期日）

この法律は、昭和四十六年五月三一日法律第八第一条抄

（施行期日）

附則（昭和四六年五月三一日法律第八第一条抄）

（施行期日）

附則（昭和四六年五月三一日法律第八第一条抄）

（施行期日）

附則（昭和四六年五月三一日法律第八第一条抄）

（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、昭和四九年六月一日から施行する。

（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）

第二条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えた後、この法律の施行の際現に前項の規定による改正前の都市計画法（以下「改正前の都市計画法」という。）の規定により定められており、高度利用地区に関する都市計画法（以下「改正後の都市計画法」という。）の規定の施行の日から起算して一年を経過するまでの間に、同項の規定による改正後の都市計画法（以下「改正後の都市計画法」という。）第八条第二項第一号ホに定める事項が定められないときは、当該高度利用地区に関する都市計画法は、その日の翌日から将来に向かつて、その効力を失う。

前項に規定する高度利用地区に関する都市計画については、改正前の都市計画法第八条第二項においては、改正前の都市計画法第八条第二項第一号ホに定める事項が定められないときは、当該高度利用地区に関する都市計

附則（昭和四九年六月一日法律第六八号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和四九年六月一日法律第六九号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して三箇月を超えた後、この法律の施行の際現に前項の規定による改正前の都市計画法（以下「改正前の都市計画法」という。）の規定により定められており、高度利用地区に関する都市計画法（以下「改正後の都市計画法」という。）の規定の施行の日から起算して一年を経過するまでの間に、同項の規定による改正後の都市計画法（以下「改正後の都市計画法」という。）第八条第二項第一号ホに定める事項が定められないときは、当該高度利用地区に関する都市計画法は、その日の翌日から将来に向かつて、その効力を失う。

前項に規定する高度利用地区に関する都市計画については、改正前の都市計画法第八条第二項第一号ホに定める事項が定められないときは、当該高度利用地区に関する都市計

四 第三十三条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（その他の処分、申請等に係る経過措置）第六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定について、当該各規定。以下この条及び次の法律の規定によりされた許可等の処分その他行為（以下この条において「処分等の行為」という。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされていいる許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）の施行の際現に旧都市計画法の行為（これに基づく命令を含む。）の経過措置に付する規定に定めるものを除き、この法律の施行から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に付するものと異なることは、附則第二条の適用については、改正後のそれぞれの法律の相違によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

第七条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条第一項の規定により従前の例によることとする場合における第四条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成四年六月五日法律第七六号）抄

（施行期日）第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成四年六月二六日法律第八二号）抄

（施行期日）第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（用途地域に関する経過措置）第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の都市計画法（以下「旧都市計画法」という。）第八条第一項第一号に規定する用途地域に関する都市計画が定められている都市計画区域について、建設大臣、都道府県知事又は市町村が第一条の規定による改正後の都市

計画法（以下「新都市計画法」という。）第二条の規定により行う用途地域に関する都市計画の決定及びその告示は、この法律の施行の日から起算して三年以内にしなければならない。

第三条 この法律の施行の際現に旧都市計画法の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、この法律の施行の日から起算して三年を経過する日（その日前に新都市計画法第二章の規定により、当該都市計画区域内に付する都市計画が決定されれたときは、当該都市計画の決定による新都市計画の施行の日から起算して三年を経過する日）（その日前に新都市計画法第二十条第一項（同法第二十二条第一項における「新都市計画法第十九条第一項第五号及び第九号の規定は、な

いで読み替える場合を含む。）の規定による告示があつた日。次条、附則第五条及び附則第十一条において同じ。）までの間は、旧都市計画法第八条、第九条、第十二条の六第一項並びに第十三条第一項第五号及び第九号の規定は、な

どおその効力を有する。

第四条 この法律の施行の際現に旧都市計画法の規定により定められていてる都市計画区域に係る用途地域内の建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分については、この法律の施行の日から起算して三年を経過する日まで

の間は、第二条の規定による改正後の建築基準法（以下「新建築基準法」という。）第二条第二十一条号、第三条第三項第二号（第一種低層居住専用地域、第二種低層居住専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域に関する部分に限る。）、第四十二条第五号を除く。）、第五十三条第一項（第一種別表第一、別表第二、別表第三の一の項並びに別表第四の規定は、な

どおその効力を有する。

第五条 この法律の施行の際現に旧都市計画法の規定により定められていてる都市計画区域に係る用途地域内の建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分についてのこの法律の施行の日から起算して三年を経過する日までの間の新建築基準法第二十七条第一項第二号及び第四十八条第十三項の規定の適用については、新建築基準法第二十七条第二項第二号中「別表第二（一）項第四号に規定する危険物」とあるのは「別表第二（一）項第一号（一）、（三）若しくは（十二）の物品、可燃性ガス又は消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第七号に規定する危険物」と、新建築基準法第四十八条第十三項中「前各項のただし書」とあるのは「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成四年法律第八十二号）による改正前の建築基準法第四十八条第一項から第八項までの規定のただし書」とする。

第六条 この法律の施行前に旧都市計画法第二十九条又は旧都市計画法附則第四項の規定に基づきされた開発行為の変更の許可（以下この条において「旧都市計画法の変更の許可」という。）又は旧都市計画法の変更の許可の申請は、当該変更に係る開発行為が同項ただし書に規定する軽微な変更に該当する場合には同項の規定によりされた変更の届出とみなす。

第一条の規定による改正前の建築基準法（以下「旧建築基準法」という。）第二条第二十一号、第三条第三項第二号（第一種住居専用地域、第二種住居専用地域及び住居地域に関する都市計画の決定又は変更に関する部分並びに旧建築基準法第四十八条第一項から第八項までの規定に付する部品に限る。）、第四十八条（第九項及び第十項を除く。）、第四十九条、第五十条、第五十一条、第五十二条（第九項及び第十項を除く。）、第五十三条第一項第五号及び第六十八条の四第六項、第五十六条第五号を除く。）、第五十七条第一項（第一種別表第一、別表第二、別表第三の一の項並びに別表第四の規定は、な

どおその効力を有する。

（監督処分等に関する経過措置）

第八条 新都市計画法第八十一条第一項の規定は、旧都市計画法若しくは旧都市計画法に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく处分に違反している事實を知つて、この法律の施行前に、当該違反に係る土地若しくは工作物等（建築物その他の工作物又は物件をいう。以下この条において同じ。）を譲り受け、又は賃貸借その他により当該違反に係る土地若しくは工作物等を使用する権利を取得した者については、適用しない。

第九条 新都市計画法第八十一条第四項及び第五項の規定は、この法律の施行前に、旧都市計画法第八十一条第一項の規定による命令に係る土地若しくは工作物等が譲渡され、又は賃貸借その他により当該違反に係る土地若しくは工作物等を使用する権利が設定された場合については、適用しない。

（罰則に関する経過措置）第十一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。附則第四条に規定する都市計画区域に係る用途地域内の建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分について、附則第三条に規定する日までの間にした行為に対する罰則の適用についても、同様とする。

（屋外広告物法等の一部改正に伴う経過措置）第十二条 この法律の施行の際現に旧都市計画法の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関する法律（この法律の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、この法律による改正前の次に掲げる法律の規定は、な

どおその効力を有する。

二 土地収用法

<p>三 駐車場法</p> <p>四 新住宅市街地開発法</p> <p>五 新都市基盤整備法</p> <p>六 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法</p> <p>附 則 (平成五年六月一六日法律第七二号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成五年一一月一二日法律第八九号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。</p> <p>(諸問題等がされた不利益処分に関する経過措置)</p> <p>第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聽聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)</p> <p>第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴聞若しくは聴聞会(不利益処分に係るもの)を除く。又はこれらそのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第十五条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附 則 (平成六年六月二九日法律第四九号) 抄 (施行期日)</p> <p>この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律(平成六年法律第四十八号)中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部</p>	<p>を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成七年二月二六日法律第一三号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>附 則 (平成七年二月二六日法律第一四号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>附 則 (平成八年五月九日法律第五〇号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一〇年五月八日法律第五四号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の施行の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一〇年五月八日法律第五四号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条、第十一条、第十二条及び第五十九条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>第五十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることの他の経過措置の政令への委任)</p> <p>第五十九条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。</p>	<p>正規定の施行の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一〇年五月二九日法律第七七号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第一条中地方自治法第二百五十条の九第一項に係る部分を除く)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五项、第七十三条、第七十七条、第四百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定)公布の日</p> <p>(都市計画法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第一百四十条 施行日前に第四百三十七条の規定による改正前の都市計画法(以下この条において「旧都市計画法」という)第五条第三項(同条第六項において準用する場合を含む)又は第十八条第三項(旧都市計画法第二十一条第二項において準用する場合を含む)の規定によりされた認可又はこの法律の施行の際現にこれら規定によりされている認可の申請は、それぞれ第四百三十七条の規定による改正後の都市計画法(以下この条において「新都市計画法」という)第五条第三項(同条第六項において準用する場合を含む)又は第十八条第三項(新都市計画法第二十一条第二項において準用する場合を含む)の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。</p> <p>二 施行日前に旧都市計画法第十九条第一項又は第二項(旧都市計画法第二十一条第二項において準用する場合を含む)の規定によりされた承認又はこの法律の施行の際現にこれら規定によりされている承認の申請で、新都市計画法の規定により都道府県知事の同意を要することとされる都市計画の決定又は変更に係るものは、それぞれ新都市計画法第十九条第三項(新</p>
---	--	--

都市計画法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

この法律の施行の際現に行われている市町村の都市計画の決定又は変更の手続のうち施行日前に旧都市計画法第十九条第三項(旧都市計画法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による都市計画地方審議会の議を経たものについては、新都市計画法第十九条第一項(市町村都市計画審議会の議を経る部分に限る。)及び第二項(新都市計画法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

旧都市計画法第二十九条、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項ただし書、第四十二条第一項ただし書若しくは第四十三条第一項の規定に基づく処分又はこれらの規定に違反した者に対する旧都市計画法第八十一条第一項の規定に基づく監督処分に係る旧都市計画法第五十条第一項又は第四項の規定による審査請求は再審査請求については、なお従前の例による。施行日前に旧都市計画法第五十九条第三項の規定によりされた承認で、新都市計画法第五十九条第一項又は第二項の認可を要することとされる都市計画事業に係るものは、これらの規定による承認の申請で、新都市計画法第五十九条第一項の規定により建設大臣に対しされる規定により建設大臣に対しされている認可の申請とみなす。

新都市計画法第八十七条の二第一項の規定により指定都市が定めることとされる都市計画の決定又は変更の手続で、この法律の施行の際現に都道府県知事が旧都市計画法の規定に基づき行っているもののうち、施行日前に旧都市計画法第十七条第一項(旧都市計画法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による公告が行われたものについては、新都市計画の規定により都道府県が行うものとする。(国等の事務)

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する國、

他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則三)の申出とみなす。

この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

の都市計画の決定又は変更の手続のうち施行日前に旧都市計画法第十九条第三項(旧都市計画法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による都市計画地方審議会の議を経たものについては、新都市計画法第十九条第一項(市町村都市計画審議会の議を経る部分に限る。)及び第二項(新都市計画法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

第一百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の他の行為(以下この条において「处分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものである。(手数料に関する経過措置)

第一百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。(罰則に関する経過措置)

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされる事務は、新地方自治法第二条第二項による。当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第一百六十四条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。(その他の経過措置の委任)

第二百五十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるものの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行ふものとする。

第一百六十五条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一二〇号)

(施行期日)
抄
二〇号 (平成一一年七月一六日法律第一二〇号) や

行政府は、施行日前に当該処分の上級行政府であつた行政府とする。

前項の場合において、上級行政府とみなされ、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成一一年二月八日法律第一一六〇号)

(施行期日)
抄
一六〇号 (平成一一年二月八日法律第一一六〇号) や

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年二月二二日法律第一一六〇号)

(施行期日)
抄
一六〇号 (平成一一年二月二二日法律第一一六〇号) や

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一一年二月二二日法律第一一六〇号)

(施行期日)
抄
一六〇号 (平成一一年二月二二日法律第一一六〇号) や

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二百五十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一一年五月八日法律第七号)

(施行期日)
抄
七 (平成一一年五月八日法律第七号) や

前項の場合において、上級行政府とみなされ、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年五月一九日法律第七号)

(施行期日)
抄
三号 (平成一二年五月一九日法律第七号) や

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年五月一九日法律第七号)

(施行期日)
抄
三号 (平成一二年五月一九日法律第七号) や

前項において、「処分等」という。に施行日前の処分であつて、当該処分をした行政府(以下この条において「上級行政府」という。)が施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政府(以下この条において「上級行政府」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分

に引き続き上級行政府があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分の上級行政府とみなされる

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の都市計画法(以下「旧都市計画法」という。)の規定により定められており市街化区域及び市街化調整区域の区分(次項の規定に基づきなお従前の例によりこの法律の施行の日)(以下「施行日」という。)以後に定められたものを含む。)は、同条の規定による改正後の都市計画法(以下「新都市計画法」とい

		附 則 (平成一六年四月二一日法律第三号) 抄 (施行期日)
第一条	この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日又は時から施行する。	一 第二条、次条（中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第一百四十六号）附則第九条から第十八条までの改正規定を除く。）並びに附則第三条から第七条まで、第十二条、第二十条及び第三十条の規定 公布の日
附 則 (平成一六年五月二八日法律第六一号) 抄 (施行期日)	第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。	二 第十二条、次条（中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第一百四十六号）附則第九条から第十八条までの改正規定を除く。）並びに附則第三条から第七条まで、第十二条、第二十条及び第三十条の規定 公布の日
附 則 (平成一六年六月二日法律第六六号) 抄 (施行期日)	第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。	三 第十二条、次条（中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第一百四十六号）附則第九条から第十八条までの改正規定を除く。）並びに附則第三条から第七条まで、第十二条、第二十条及び第三十条の規定 公布の日
附 則 (平成一六年六月二日法律第六六号) 抄 (施行期日)	第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。	四 第十二条、次条（中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第一百四十六号）附則第九条から第十八条までの改正規定を除く。）並びに附則第三条から第七条まで、第十二条、第二十条及び第三十条の規定 公布の日

		法」という。第八条第三項第二号ニの規定により商業地域に関する都市計画に定められた特例容積率適用区域は、第三条の規定による改正後の都市計画法（以下「新都市計画法」という。）第八条第一項第二号の三の規定により定められた特例容積率適用地区とみなす。
第一条	この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	2 旧都市計画法の規定により商業地域に関する都市計画（特例容積率適用区域に係る部分に限り新都市計画法の規定により特例容積率適用地区に関する都市計画にに関してした手続、处分その他の行為とみなす。
附 則 (平成一六年六月二八日法律第六一号) 抄 (施行期日)	第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。	3 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 (平成一六年六月一八日法律第一〇九号) 抄 (施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	4 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則 (平成一六年六月一八日法律第一〇九号) 抄 (施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	5 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

		法」という。第八条第三項第二号ニの規定により商業地域に関する都市計画に定められた特例容積率適用区域は、第三条の規定による改正後の都市計画法（以下「新都市計画法」という。）第八条第一項第二号の三の規定により定められた特例容積率適用地区とみなす。
第一条	この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	2 旧都市計画法の規定により商業地域に関する都市計画（特例容積率適用区域に係る部分に限り新都市計画法の規定により特例容積率適用地区に関する都市計画にに関してした手續、处分その他の行為とみなす。
附 則 (平成一七年七月二九日法律第八九号) 抄 (施行期日等)	第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第二十七条の規定は、公布の日から施行する。	3 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則 (平成一七年七月二九日法律第八九号) 抄 (施行期日等)	第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第二十七条の規定は、公布の日から施行する。	4 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則 (平成一八年四月一一日法律第三〇号) 抄 (施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第二十七条の規定は、公布の日から施行する。	5 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

		法」という。第八条第三項第二号ニの規定により商業地域に関する都市計画に定められた特例容積率適用区域は、第三条の規定による改正後の都市計画法（以下「新都市計画法」という。）第八条第一項第二号の三の規定により定められた特例容積率適用地区とみなす。
第一条	この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	2 旧都市計画法の規定により商業地域に関する都市計画（特例容積率適用区域に係る部分に限り新都市計画法の規定により特例容積率適用地区に関する都市計画にに関してした手續、处分その他の行為とみなす。
附 則 (平成一八年四月一一日法律第三〇号) 抄 (施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	3 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則 (平成一八年四月一一日法律第三〇号) 抄 (施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	4 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則 (平成一八年四月一一日法律第三〇号) 抄 (施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	5 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

る罰則の適用については、なお従前の例によ
る。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、こ
の法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に
する経過措置を含む)は、政令で定める。

**附 則 (平成二三年一二月一四日法律第
一一二号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

**附 則 (平成二三年一二月一四日法律第
一一二号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

**附 則 (平成二三年一二月一四日法律第
一一二号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、津波防災地域づくりに関する法
律(平成二十三年法律第二百二十三号)の施行の
日から施行する。ただし、第二条の規定並びに
第六条中都市計画法第三十三条第一項第七号及び
第三十六条第三項の改正規定は、津波防災地
域づくりに関する法律附則たゞし書に規定する
日から施行する。

**附 則 (平成二五年六月一四日法律第四
四号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た
だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定
める日から施行する。

**附 則 (平成二五年六月一四日法律第四
四号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、消防組織法第十
五条の改正規定に限る)、第九条、第十条、
第十四条(地方独立行政法人法目次の改正規
定(第六章移行型地方独立行政法人の設
立に伴う措置(第五十九条第六十七条) /
第六章の二特定地方独立行政法人から一般
地方独立行政法人への移行に伴う措置(第六
十七条の二第六十七条の七) /に改める
部分に限る)、同法第八条、第五十五条及び
第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六
十五条、第二十二条(民生委員法第四条の改
正規定に限る)、第三十六条、第四十条(森

林法第七十条第一項の改正規定に限る)、第
五十三条(建設業法第二十五条の二第一項の改
正規定に限る)、第五十一条、第五十二条

**附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四
二号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

**附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四
二号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、第三節特例市に関する特例
を「第二節中核市に関する特例」に改める
部分に限る)、第二百五十二条の二十二第一
項の改正規定、第二編第十二章第三節を削る
改正規定、二百六十条の三十八を第二百六
十条の四十とする改正規定及び第二百六十条
の三十七の次に二条を加える改正規定並びに
次条、附則第三条、第三十三条、第三十四
条、第四十条、第四十一条、第四十五条から
第四十八条まで、第五十一条、第五十二条、第五
十九条、第六十三条、第六十四条、第六十八
条、第六十九条及び第七十七条から第七十五
条までの規定 平成二十七年四月一日

**附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四
二号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
ただし、第三章、第五十三条から第五十六条まで
及び第五章並びに附則第五条から第十一条まで
の規定は、公布の日から起算して二月を超えない
範囲内において政令で定める日から施行す

**附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四
二号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

**附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四
二号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

**附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四
二号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、この法律の施行後五年を経過し
た場合において、第一条から第三条までの規定
による改正後の規定の施行の状況について検討
を加え、必要があると認めるときは、その結果
に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

行の際現に都道府県が旧都市計画法の規定に基
づいて行っているもののうち、同条の規定の施
行前に旧都市計画法第十七条第一項(旧都市計
画法第二十二条第二項において準用する場合を
含む)の規定による公告が行われたものにつ
いては、なお従前の例による。

(処分、申請等に関する経過措置)

第一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定
については、当該各規定(以下この条及び次条
において同じ)の施行前にこの法律による改
正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可
等の処分その他の行為(以下この項において
「処分等の行為」という)又はこの法律の施行
の際にこの法律による改正前のそれぞれの法
律の規定によりされている許可等の申請その他
の行為(以下この項において「申請等の行為」と
いいう)で、この法律の施行の日においてこ
れらの行為に係る行政事務を行なべき者が異な
ることとなるものは、附則第二条から前条まで
の規定又はこの法律による改正後のそれぞれの
法律(これに基づく命令を含む)の経過措置
に関する規定に定めるものを除き、この法律の
施行の日以後におけるこの法律による改正後の
それぞれの法律の適用については、この法律に
よる改正後のそれぞれの法律の相当規定により
された処分等の行為又は申請等の行為とみな
す。

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の
それぞれの法律の規定により国又は地方公共團
体の機関に対し報告届出、提出その他の手続
をしなければならない事項で、この法律の施行
の日前にその手続がされていないものについて
は、この法律及びこれに基づく政令に別段の定
めがあるもののほか、これを、この法律による
改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又
は地方公共團体の相当の機関に対して報告、届
出、提出その他の手續をしなければならない事
項についてその手續がされていないものとみな
して、この法律による改正後のそれぞれの法律
の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに規定するもの
のほか、この法律の施行に關し必要な経過措置

づいて行っているもののうち、同条の規定の施
行前に旧都市計画法第十七条第一項(旧都市計
画法第二十二条第二項において準用する場合を
含む)の規定による公告が行われたものにつ
いては、なお従前の例による。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

**附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四
二号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

**附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四
二号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

**附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四
二号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

**附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四
二号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

**附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四
二号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、この法律の施行後五年を経過し
た場合において、第一条から第三条までの規定
による改正後の規定の施行の状況について検討
を加え、必要があると認めるときは、その結果
に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び
第三百六十二条の規定は、公布の日から施行す
る。

附 則 (平成三十一年四月二十五日法律第二
二号) 抄

(施行期日)

- この法律は、公布の日から起算して三月を超
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。
- この法律の施行に関し必要な経過措置は、政
令で定める。

(検討)

- 政府は、この法律の施行後五年を経過した場
合において、第一条から第三条までの規定によ
る改正後の規定の施行の状況について検討を加
え、必要があると認めるときは、その結果に基
づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和二年六月一〇日法律第四
一号) 抄

(施行期日)

- この法律は、公布の日から起算して三月
を経過した日から施行する。ただし、次の各号
に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行
する。
- 第三条、第七条及び第十条の規定並びに附
則第四条、第六条、第八条、第十一条、第十
三条、第十五条及び第十六条の規定 公布
の日

(政令への委任)

- 第六条 附則第二条から前条までに規定するもの
のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置
は、政令で定める。

附 則 (令和二年六月一〇日法律第四
三号) 抄

(施行期日)

- この法律は、公布の日から起算して三月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、第一項中都市再生特別措置
法第八十八条に一項を加える改正規定並びに同
法第九十条及び第九十一条の改正規定 第二条
中都市計画法第三十三条第一項第八号の改正規
定、同法第三十四条第八号の次に一号を加える
改正規定並びに同条第十一号及び第十二号の改
正規定並びに次条及び附則第三条の規定は、公
布の日から起算して二年を超えない範囲内にお
いて政令で定める日から施行する。

第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び
第三百六十二条の規定は、公布の日から施行す
る。

(都市計画法の一部改正に伴う経過措置)
第三条 附則第一条ただし書に規定する改正規定
(第一条に係る部分に限る)の施行の日前に都
市計画法第二十九条又は第三十五条の二の規定
によりされた許可の申請であつて、当該改正規
定の施行の際、許可又は不許可の処分がされて
いないものに係る許可の基準については、当該
改正規定による改正後の都市計画法第三十三条
第一項第八号(都市計画法第三十五条の二第四
項において準用する場合を含む)の規定にか
かわらず、なお従前の例による。

(検討)

- この法律は、公布の日から起算して三年
を経過した日から施行する。ただし、当該
改正規定による改正後の都市計画法第三十五条
の二第四項において準用する場合を含む)の規定に
かかわらず、なお従前の例による。

(政令への委任)

- 前二条に規定するもののほか、この法律
の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め
る。

(検討)

- 政府は、この法律の施行後五年を経過し
た場合において、この法律による改正後の規定
の施行の状況について検討を加え、必要がある
と認めるときは、その結果に基づいて必要な措
置を講ずるものとする。

附 則 (令和三年五月一〇日法律第三
一号) 抄

(施行期日)

- この法律は、公布の日から起算して六年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當
該各号に定める日から施行する。

(政令への委任)

- 第六条 附則第三条の規定 公布の日
- 第二条の規定、第五条中下水道法第六条第
二号の改正規定、同法第七条の二を同法第七
条の三とし、同法第七条の次に一項を加える
改正規定、同法第二十五条の十三第二号の改
正規定、「第七条の二第二項」を「第七条の改
正規定(「第七条の二第二項」)」及び同法
第三十二条に改める部分に限る)及び同法
中河川法第五十八条の十に一項を加える改正
規定を除く)、第七条の規定(同条中都市計
画法第三十三条第一項第八号の改正規定を除
く)並びに第八条、第十条及び第十一条の規
定並びに附則第五条(地方自治法(昭和二
十二年法律第六十七号)別表第一河川法(昭
和三十九年法律第六十六号)の項第一号の
改正規定に限る)、第六条、第九条から第十
二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条
の規定 公布の日から起算して三月を超
えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

(施行期日)

- この法律は、公布の日から起算して三月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、第一項中都市再生特別措置
法第八十八条に一項を加える改正規定並びに同
法第九十条及び第九十一条の改正規定 第二条
中都市計画法第三十三条第一項第八号の改正規
定、同法第三十四条第八号の次に一号を加える
改正規定並びに同条第十一号及び第十二号の改
正規定並びに次条及び附則第三条の規定は、公
布の日から起算して二年を超えない範囲内にお
いて政令で定める日から施行する。

(政令への委任)

- 第六条 附則第二条から前条までに規定するもの
のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置
は、政令で定める。

(施行期日)

- この法律は、公布の日から起算して三月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、第一項中都市再生特別措置
法第八十八条に一項を加える改正規定並びに同
法第九十条及び第九十一条の改正規定 第二条
中都市計画法第三十三条第一項第八号の改正規
定、同法第三十四条第八号の次に一号を加える
改正規定並びに同条第十一号及び第十二号の改
正規定並びに次条及び附則第三条の規定は、公
布の日から起算して二年を超えない範囲内にお
いて政令で定める日から施行する。

(政令への委任)

(政令への委任)
第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施
行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措
置を含む)は、政令で定める。

(検討)

- この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當
該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和四年五月二七日法律第五
五号) 抄

(施行期日)

- この法律は、刑法等一部改正法施行日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當
該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六
八号) 抄

(施行期日)

- この法律は、刑法等一部改正法施行日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當
該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和四年一月一八日法律第八
七号) 抄

(施行期日)

- この法律は、公布の日から起算して一月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

附 則 (令和六年五月二九日法律第四
〇号) 抄

(施行期日)

- この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布
の日から施行する。

附 則 (令和六年五月二九日法律第四
〇号) 抄

(施行期日)

- この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布
の日から施行する。

附 則 (令和六年五月二九日法律第四
〇号) 抄

(施行期日)

結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす
る。

第三百六十二条の規定は、公布の日から施行す
る。